

# プラクティス 刑事裁判

平成 30 年 9 月  
司法研修所刑事裁判教官室

## 平成30年9月版はしがき

平成30年9月版では、旧版以降の刑訴法の改正等を踏まえて、プラクティス刑事裁判を書き改めた。

旧版のはしがきで指摘したとおり、本書における裁判の進行は、当教官室が試みに作成した一つの例に過ぎない。これからも、様々な方面からのご意見を踏まえ、随時改めていきたい。

平成30年9月

司法研修所刑事裁判教官室

## は し が き

当事者及び裁判所は、公判前整理手続においてどのように争点及び証拠を整理し、公判手続において何をなすべきなのだろうか。本書は、これからの司法を担う修習生に、これらの点を考えてもらうために作成したものである。

本書における裁判の進行は、昨今の裁判員裁判を中心とした刑事裁判の変化を踏まえ、当教官室が試みに作成した一つの例に過ぎない。今後様々な方面からのご意見を踏まえ、随時改めていきたい。

平成27年3月

司法研修所刑事裁判教官室

## 目 次

第1章 公判前整理手続 .....	1
第1 公判前整理手続とは .....	1
1 公判前整理手続の目的 .....	1
2 公判前整理手続の内容 .....	2
第2 公訴提起直後の準備 .....	3
1 検察官による公訴提起 .....	3
2 弁護人の選任 .....	4
3 事件の配てんと受訴裁判所 .....	4
第3 第1回打合せ（7月7日） .....	5
1 本件打合せにおける三者間のやり取り .....	5
2 打合せについて .....	6
第4 第2回打合せ（7月21日） .....	8
1 本件打合せにおける三者間のやり取り .....	8
2 証明予定事実について .....	11
3 証拠整理について .....	15
4 類型証拠の開示について .....	18
5 進行管理について .....	19
第5 第1回公判前整理手続期日（8月8日） .....	20
1 本件期日における三者間のやり取り .....	20
2 予定主張について .....	23
3 主張関連証拠の開示について .....	28
4 証拠整理について .....	28
第6 第2回公判前整理手続期日（8月18日） .....	34
1 本件期日における三者間のやり取り .....	34
2 量刑に関する争点整理について .....	35
3 公判期日の指定について .....	41
4 裁判員候補者の選定と呼出しについて .....	42
5 被害者参加について .....	43
第7 第3回公判前整理手続期日（9月4日） .....	45
1 本件期日における三者間のやり取り .....	45
2 証拠決定等について .....	45
3 争点及び証拠の整理の結果の確認について .....	46
4 その他 .....	47
第8 被告人の身柄関係 .....	49
1 勾留について .....	49
2 保釈について .....	50

<b>第2章 裁判員等選任手続</b> .....	52
第1 概要 .....	52
第2 質問手続 .....	52
第3 不選任決定 .....	53
1 理由あり不選任決定 .....	53
2 辞退申立てに対する判断 .....	53
3 理由を示さない不選任決定 .....	53
第4 選任決定 .....	54
第5 裁判員法39条の説明・宣誓手続 .....	54
<b>第3章 公判手続</b> .....	55
第1 冒頭手続 .....	56
1 被告人に対する人定質問（規196条） .....	56
2 起訴状の朗読（法291条1項） .....	56
3 黙秘権及び訴訟法上の権利の告知（法291条4項，規197条） .....	56
4 被告人及び弁護人の被告事件に対する陳述（法291条4項） .....	57
第2 証拠調べ手続 .....	57
1 冒頭陳述（法296条，316条の30，規198条） .....	57
2 公判前整理手続の結果の顕出（法316条の31） .....	61
3 証拠調べの施行 .....	61
4 証拠調べ等に関する異議 .....	68
第3 論告・弁論・最終陳述 .....	69
1 論告 .....	69
2 弁論・最終陳述 .....	70
3 弁論の終結 .....	71
第4 被害者の刑事裁判への関与 .....	71
1 被害者参加制度 .....	71
2 被害に関する心情その他被告事件に関する意見陳述 .....	73
<b>第4章 評議</b> .....	74
第1 争点整理と評議 .....	74
第2 裁判官や裁判員が評議においてなすべきこと .....	74
<b>第5章 判決</b> .....	78
(付録)	
事項索引	
条文索引	

# 第1章 公判前整理手続

## 第1 公判前整理手続とは

### 1 公判前整理手続の目的

公判前整理手続は、充実した公判審理を継続的、計画的かつ迅速に行うことを目的として、事件の争点及び証拠を整理し、審理計画を策定するための公判準備の手続である（刑訴法〔以下「法」という。〕316条の2、316条の3、刑訴規則〔以下「規則」又は「規」という。〕217条の2）。

法は、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現するため、口頭主義、直接主義、公判中心主義という理念を採用している。このような理念を念頭に置けば、当事者は、有罪・無罪と量刑の判断に必要なその事件でポイントとなる点について人証を中心とする立証をし、裁判官や裁判員がそれを法廷で直接見聞きすることによつて的確に心証をとることができる審理を実現しなければならない。公判前整理手続とは、このような充実した審理を実現するために行われる手続である。

刑事裁判の基本原則である当事者追行主義の下、公判前整理手続における争点及び証拠の整理は、当事者の主導により行われる。公判前整理手続において策定された審理計画に従つて審理が行われ、それに基づく当事者の最終的な意見を聞いた上で評議・判決がなされるのであるから、当事者は、公判前整理手続の段階から、最終的な意見を見据えた主張立証の方針を確立する必要がある。

裁判所は、そのような当事者の主張立証方針を基に、争点及び証拠を整理し、適切な審理計画を策定しなければならない。争点は、審理においては当事者が主張立証を集中させ、評議においては裁判体による評議の中心に据えられるべきものである。裁判所は、当事者と十分に意見交換するなどして、刑事裁判の核心である犯罪事実及び量刑上重要な事実に係る真の争点を把握するよう努めるべきだが<sup>1</sup>、争点の設定は最終的には当事者の判断と責任において行われるべきであることも忘れてはならない。

加えて、裁判所及び当事者は、公判前整理手続を、できる限り早期に終結させるように努めなければならない。人証を中心とした立証を行っていくために

---

<sup>1</sup> 例えば、被告人が被害者を具体的に何回殴ったかについて検察官の主張と弁護人の主張に多少の違いがあつても、多数回殴ったことには争いがなく、いずれの主張によつても罪体や量刑上の判断には影響しないと見られる場合に、それを争点と捉えるのは相当ではないであろう。

は、事件に関する関係者の記憶が新鮮さを保持している間に、証人尋問等を実施することが必要であり、その意味からも迅速な裁判が求められるのである。

## 2 公判前整理手続の内容

公判前整理手続は、検察官及び弁護人が出頭した上で（法316条の7）、事件の争点及び証拠を整理し（法316条の2）、公判の審理予定を定める（規217条の2）ためのものである。被告人の出頭は必要ではないが（法316条の7）、被告人は訴追されている当事者本人であり、手続に重大な利害を有する者であることから、出頭の権利がある（法316条の9第1項。なお、同条3項参照）。

条文に即した手続の主な内容は表1のとおりである。

表1

<b>検 察 官</b>		<b>弁 護 人</b>	
証明予定事実記載書 提出・送付(法316条の13第1項) 追加・変更(法316条の21第1項)		予定主張 明示(法316条の17第1項) 追加・変更(法316条の22第1項)	
証拠請求・開示(法316条の13第2項・316条の14第1項) 追加(法316条の21第2項・第4項)		証拠請求・開示(法316条の17第2項・316条の18) 追加(法316条の22第2項・第4項)	
弁護人請求証拠に対する意見(法316条の19第1項)		検察官請求証拠に対する意見(法316条の16第1項)	
証拠一覧表の交付(法316条の14第2項)		証拠一覧表の交付請求(法316条の14第2項)	
類型証拠の開示(法316条の15第1項, 第2項)		類型証拠の開示請求(法316条の15)	
主張関連証拠の開示(法316条の20第1項)		主張関連証拠の開示請求(法316条の20)	
<b>裁 判 所</b>			
公判前整理手続に付する決定(法316条の2第1項)	証拠開示の時期・方法の指定(法316条の25)	証拠開示命令(法316条の26)	争点及び証拠の整理結果の確認(法316条の24)

### ～事前準備とは～

公判前整理手続に付されない事件であっても、第1回公判期日から充実した集中審理により適正迅速な裁判を実現すべきであることは当然である。

そのためには、訴訟関係人が公判期日前、特に第1回公判期日前において、事前の準備を十分に尽くしていることが必要不可欠である。これを事前準備という。

規則178条の2から178条の7まで及び178条の13から178条の15までに、事前準備に関する訴訟関係人の義務が法規上具体的に定められ、これに従った準備を進めることが必要である。これらの事前準備の規定は、一部を除いて、公判前整理手続に付された事件にも適用される（規217条の19）。

## 第2 公訴提起直後の準備

### 1 検察官による公訴提起

刑事裁判は、検察官が起訴状を提出して公訴を提起することにより始まる（法247条、256条1項）。

検察官は、起訴後速やかに、被疑者段階における被告人の供述等を踏まえ、かつ、必要に応じて弁護人と連絡を取り合うなどしつつ、証明予定事実記載書の起案、請求証拠の選別、証拠の任意開示の準備など公判に向けた準備を行う。

例えば、別冊の事件〔以下「本件」という。〕では、殺意が争点となるかならないかで証明予定事実記載書の内容や請求証拠が変わるところ、被告人は被疑者段階においても殺意を否認しており、殺意が争点となるであろうことが予想されるので、検察官としては弁護人と電話等で連絡を取り合い、弁護人の感触等を聞いた上で、殺意が争われ得ることを前提に、証明予定事実記載書を作成し、請求証拠を検討するとともに、弁護人から要請された証拠の開示を準備するといったことが考えられる。これは、検察官及び弁護人の打合せ（規178条の6第3項1号）を活用しながら事前準備を進めている一例である。



## 2 弁護人の選任

弁護人は公訴提起前（被告人が被疑者の段階）に選任される場合もあれば、公訴提起後に選任される場合もある。裁判員裁判対象事件の場合には前者が多い。

弁護人は、公訴提起後、起訴状記載の公訴事実及び罪名を確認し、公訴提起前に被告人から聴取した内容等を基に、公訴事実の内容を検討する。そして必要に応じて、被告人と打ち合わせて事実関係を確認する（規178条の6第2項1号）などして、更に検討を進める。その際、検察官と電話等で連絡を取り合い、検討のために必要な証拠の任意開示を求めていくことも考えられる。

例えば、本件の殺人未遂の公訴事実（別冊1頁参照）では、①「殺意をもって」、②「木田信二の腹部を包丁で1回突き刺した」が、③「同人に腹部刺創等の傷害を負わせ」、④「死亡させるに至らなかった」とある。被疑者段階において、被告人から殺意はないと聞いていたのであれば、①は争うことになろうことが分かるし、「殺害の目的を遂げなかった」ではなく、「死亡させるに至らなかった」との④の書きぶりからは、検察官は、あらかじめ殺害を意図したというような計画的な殺意に基づく事案として起訴していないとも読めるものの、必ずしも明確ではない。計画性があるかないかで防御の方針も異なってくることが多いので、この点を検察官に確認すべきか検討することになろう。また、③の傷害の結果については、今後検察官から開示される証拠を検討しなければならないが、②の行為態様については、被疑者段階に被告人から聴取した内容等を踏まえ、そのような行為態様を検察官が何によって立証しようとするのかも予測するなどして、検討を進める。

## 3 事件の配てんと受訴裁判所

起訴された事件は、裁判所において、当該裁判所の事務分配規程に従い、機械的に各部・係に分配される。

受訴裁判所は、適正かつ迅速な手続の進行を図るため、直ちに起訴状を検討し、打合せを設定するなどして手続を動かす。受訴裁判所は、起訴された当日である平成29年6月30日（以下、日付について「平成29年」は省略する。）に、本件を公判前整理手続に付する決定をする（殺人未遂は裁判員裁判対象事件（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律〔以下「裁判員法」という。〕2条1項1号）なので、裁判員法49条により、必ず公判前整理手続に付さなければならない<sup>\*2</sup>。）とともに、7月7日に第1回打合せを行うこととし、併せて、

<sup>2</sup> 裁判員裁判非対象事件についても、当事者の請求又は職権により、公判前整理手続に付するこ

検察官の証明予定事実記載書の提出等の期限を7月14日と定めている（別冊3頁参照）。

## 第3 第1回打合せ（7月7日）

### 1 本件打合せにおける三者間のやり取り

前記の経緯から、本件においては、7月7日、裁判所並びに検察官及び弁護人の間で第1回打合せが行われているが、ここでの三者間のやり取りの一部を見てみよう。

（省略）

裁判長「双方の準備状況はいかがでしょう。」

辩护人「既に検察官とは一度電話でお話ししたのですが、検察官には、殺意を基礎付ける間接事実を明らかにした証明予定事実記載書の作成と、いくつかの証拠について早期の開示、証拠一覧表の準備をお願いしています。」

検察官「証明予定事実記載書については、辩护人とお話しした結果、被告人が殺意を有していたことを基礎付ける重要な間接事実も記載したものを提出する予定です。また辩护人から開示を要請されている証拠については、証明予定事実記載書提出期限の前でも、開示できるものから開示したいと思っております。証拠一覧表は、請求されれば速やかに交付できるよう準備しています。」

辩护人「検察官に伺いますが、先日お願いした被告人や被害者の供述調書に加えて、犯行現場にいた被害者の知人の供述調書、犯行現場や被害者の傷の状況を明らかにする証拠の開示については、いかがですか。」

検察官「その3名の供述調書はすぐに準備できます。犯行現場については、実況見分調書と写真撮影報告書がありますので、これもすぐに用意できると思います。診断書や医師の供述調書については、早めに検討します。」

とができる（法316条の2第1項）。本件では、銃砲刀剣類所持等取締法違反は裁判員裁判対象事件ではないが、殺人未遂と弁論を併合されていることから（裁判員法4条）、職権で公判前整理手続に付されている（別冊2頁参照）。

弁護人「飲酒検知の結果など、被告人の飲酒状況を明らかにする報告書や関係者の供述調書はいかがでしょう。」

検察官「飲酒検知の結果はありますので、すぐに用意します。飲酒状況を明らかにする関係者の供述調書については、関係者が何名かいるので検討する時間をもう少しいただきたいのですが、数日中には検討が終わると思います。」

裁判長「飲酒という話がありましたが、その点は何らかの主張に結び付く可能性があるということでしょうか。」

弁護人「検討していますが、証拠を見てから明らかにしたいと思います。証拠がすぐに開示されれば、おそらく次回には見通しが言えると思います。」

裁判長「分かりました。それでは、次回の打合せは証明予定事実記載書が提出された後の7月21日でいかがでしょうか。…」

(省略)

## 2 打合せについて

当事者間における事前準備を促進し、公判前整理手続を迅速に進行させるため、公訴提起後速やかに三者で規則178条の15に基づく打合せを行うことが有益である。裁判員裁判対象事件では、公訴提起直後に日程調整を行い、公訴提起後概ね1週間程度までの段階で打合せを行うことが多いと思われる。本件では公訴提起のちょうど1週間後に打合せが行われている。

第1回打合せにおいて何を行うかは、事案によって違うので一概には言えないが、少なくとも、①当事者間で顔合わせを行い、②当事者の準備状況を確認し、③それに応じて今後のスケジュールを確認・設定するといったことはできるであろう。この段階においては、当事者が迅速、的確に準備を行うことが重要であり、裁判所としては、当事者の準備状況によっては、証拠の早期開示などそのために必要な当事者間のやり取りが円滑に進むよう、側面からサポートすることになる。

弁護人が弁護方針を確定するためには、被告人と打合せ等を重ねることのほか、必要とする証拠をできるだけ早く入手し、検討することが重要である。実務では、検察官が、請求証拠のみならず、類型証拠や主張関連証拠に該当するであろうと思われる証拠についても、類型証拠開示や主張関連証拠開示の請求を待つことなく、任意開示するという運用も行われている。任意開示の対象となる典型的な類型証拠としては、請求証拠以外の実況見分調書（法316条の15第1項3号）、重要証人の供述録取書等（同項5号）、被告人の供述録取書等（同項7号）などが考えられ、事案によっては被告人等に係る取調状況報告書（同項8号）なども考えられる。

本件打合せでは、検察官が、請求証拠以外に、被害者木田信二及び被告人の供述調書に加え、弁護人の要望を踏まえ、証人となることも予想される目撃者井上智久の供述調書、犯行現場の実況見分調書及び写真撮影報告書を任意開示すると表明している。さらに、弁護人の要望を受けて、検察官は、本来は主張関連証拠となるであろう飲酒関係の証拠についても任意開示を検討することとなった。

また、本件では、検察官及び弁護人は、起訴直後から連絡を取り合うなどして、事前準備を始めている。弁護人は、被疑者段階からの接見等を通して殺意を争うとの見通しを持っており、かつ、これを早い時点で明らかにしても特段の問題がないと判断していることから、殺意を裏付ける（と検察官が考える）証拠の開示を求めることを検察官に伝え、他方、検察官は、それを前提に、当初から殺意を基礎付ける間接事実も記載した証明予定事実記載書を作成し、それに対応する請求証拠及びその類型証拠に該当する証拠の任意開示を早期に行うよう努力することが話し合われている。

裁判所としては、このような当事者間における事前準備の状況を確認し、順調に準備が進んでいるため、特に何も当事者に促すことはしなかったが、やり取りからは、殺意が争点となる可能性が高いことや、場合によっては飲酒から責任能力も争点になり得るかもしれないという感触を持ったであろう。この段階で、もし当事者間で事前準備が進んでいない場合には、裁判所としては、証拠開示等が円滑に進んでいるかを確認するなど両当事者の間に入って調整することもあり得よう。

なお、起訴から間もなくの段階で開かれる第1回打合せにおいて、弁護人は、まだ証拠開示を受けていないことが多いので、確定的な弁護方針を示すことはできないのが通常であろうし、たとえ示せたとしても、その弁護方針は暫定的なものであり、開示された証拠を検討するなどした結果、後に弁護方針が変わることは当然あり得る。

また、第1回打合せの時点では、弁護人が被告人との間で被疑者段階から打合せを重ねていても、開示される証拠を吟味した上で、更に被告人の言い分を十分に検討すべきであるため、弁護方針について何ら言及できない場合もある。そのような場合には、弁護人は、証拠開示についての希望を検察官に伝えて、早期の証拠開示を進め、第1回打合せでは、証拠開示の状況を確認するとともに、今後の打合せや公判前整理手続期日の予約又は指定をすることになろう。

本件では、弁護人が殺意についての問題意識を明らかにしており、弁護人としては、これをこの段階で明らかにしても将来の防御活動に支障はなく、かえって早期に手続を進行させることが被告人の利益にかなうと考えたのであろう。

他方、本件では、弁護人が飲酒状況についての証拠開示を要請した点に関して、何らかの主張に結び付く可能性があるのかどうか裁判所が尋ねているが、弁護人は検討するとのみ回答している。弁護人は、飲酒からんで被告人の責任能力に問題はなかったかという問題意識を持っていると考えられるが、開示される証拠を吟味していない段階で、その問題意識を裁判所に明らかにすることは適切でないと判断したのであろう。

逆に、殺意についても被疑者段階から被告人が一貫して明確に認め、起訴状記載の行為態様にも争いが無いことが明白な場合や、それまでの弁護活動の結果として争うポイントがかなり明確になっている場合には、起訴後すぐにそういった点を当事者間で確認し、第1回打合せにおいては、今後の具体的な裁判の進行について協議できることもあり得よう。

このように、第1回打合せは事案によって様々なバリエーションがあり得る。

## 第4 第2回打合せ（7月21日）

### 1 本件打合せにおける三者間のやり取り

証明予定事実記載書（別冊4頁以下参照）が提出された後である7月21日、裁判所並びに検察官及び弁護人の間で第2回打合せが行われているが、ここで三者間のやり取りの一部を見てみよう<sup>3</sup>。

<sup>3</sup> 三者の協議の場として、本件では、規則178条の15に基づく打合せが行われているが、公判前整理手続期日を開くこともあろう。



（省略）

弁護人「検察官，証明予定事実記載書の第1を見ると，被告人がかねて被害者に対して憤りの心情を抱いていて，当日，その憤りが高まって知人宅から包丁を持ち出したという経緯が記載されていますが，検察官としては，殺人未遂について計画的な事案と見ているのか，そうではないのか，その点についてはいかがですか。」

検察官「あらかじめ殺害を意図したというような計画的な事案とは見ていません。憤りが高まって包丁を持ち出したという経緯はありますが，被害者の言動を機に現場でとっさに殺意を生じた事案と見ています。」

弁護人「証明予定事実記載書の第3の3に記載されている，被告人が被害者に対して憤激していた事実の位置付けを確認したいのですが，この事実は，検察官の主張する殺意との関係で，どのような意義を持つと考えていますか。」

検察官「検察官としては，被告人が憤激していた状況にあったからこそ，被害者の言動に触発されて殺意を生じ，人が死ぬ危険性が高い行為をしたと考えています。このような事案では，裁判員に対して，人が死ぬ危険性が高い行為をそのような行為であると分かって行くと認められるのであれば，一般に殺意があると認定されるという説明を行う前提で立証するつもりですので，被告人の行為態様が本件のポイントになると考えていますが，被告人が憤激していたという経緯は，被告人がそのような行為をそれと分かって行つた事実を積極的に支えるということです。」

弁護人「なるほど，検察官の主張の構造は理解しました。裁判長，主な証拠は開示されていますので，公訴事実と犯行に至る経緯についての予定主張記載書面は，数日中に出せると思います。」

裁判長「任意で随分証拠開示が進められたようですが，現在までの状況を教えていただけますか。」

弁護人「既に証拠一覧表の交付は受けており，類型証拠開示請求書については今日検察官にお渡ししてあります。」

検察官「それについては7月28日までには対応できると思います。」

弁護人「そうであれば、殺意を基礎付ける間接事実と一般情状に関する予定主張記載書面、証拠意見書については、8月4日までには出します。」

裁判長「分かりました。最初の予定主張記載書面は早めに提出していただけたということでしたが、予定主張記載書面と証拠意見書の提出期限は8月4日にさせていただいてよろしいですね。」

検察官・弁護人「結構です。」

裁判長「なお、前回の打合せの際、被告人の飲酒状況に関する証拠の話が出ていましたが、これに関して、弁護人は何か主張する予定はありますか。」

弁護人「飲酒の関係ですが、前回の打合せ後、検察官から任意に開示を受けた証拠を検討し、被告人と打ち合わせた結果、責任能力についての主張はしません。」

裁判長「殺意が争点となりそうだという現状を前提とした場合、公判審理の大まかなイメージはどうなりますかね。可能な範囲で伺いたいのですが、本件において、裁判所が法廷で直接話を聞くことが適切と思われるのは誰ですか。」

検察官「被害者については、殺意が争点となる、ならないにかかわらず、被害状況という重要な事実を明らかにするため、是非直接証言をお聞きいただきたいと思い、当初から人証として請求しました。他には、犯行現場に居合わせた被害者の知人も考えられます。」

弁護人「弁護人としては、被害者の傷について、被害者を診察した藤本医師とは別の医師に専門的な意見を確認したいと考えており、場合によっては証人としてこの医師から話を聞いていただく可能性があります。あとは情状証人が考えられます。」

検察官「傷の状況が問題となる場合には、検察官としても、藤本医師に証言してもらう方が分かりやすくなると思います。」

裁判長「医師について不確定要素がありますが、今のやり取りを通して、審理のボリューム感をごく大まかにでも検察官、弁護人が持てるのであれば、例えば、10月頃に審理を実施できる可能性もありますでしょ

うか。そうだとすれば，一応検察官，弁護人のスケジュールを空けておいていただきたいのですが。」

検察官「検察官としては対応可能です。」

辩护人「先ほど申し上げた医師に証人としてお聞きするかどうかによっては，10月では間に合わない可能性があります，それを前提にさせていただけるならば，事件を入れないようにしておきます。」

裁判長「分かりました。10月では難しいということになればその時点で遠慮なくおっしゃってください。その前提で，具体的な日程としては…」

## 2 証明予定事実について

### (1) 証明予定事実の意義

検察官による証明予定事実記載書の提出並びに証拠の取調べ請求及び請求証拠の開示は，検察官の主張立証の一次的な方針を明らかにするものであり，争点及び証拠の整理の第一歩である。

証明予定事実記載書は，検察官が公判期日において証拠により証明しようとする事実を記載するものであるが（法316条の13第1項），そもそも公判前整理手続は，あくまで争点及び証拠の整理を行い，審理計画を策定するためのものであるから（規217条の20，217条の21参照），記載すべき事項は，そのような目的に資する限りでの「証明しようとする事実」となる。

検察官は，起訴状記載の公訴事実に対応する具体的な刑を求めていくのであるから，証明予定事実記載書には，想定する求刑を基礎付ける，公訴事実及びそれ以外の犯情事実（例えば殺人罪における動機）を簡潔に記載しなければならない<sup>4</sup>。

そして，辩护人が事実の全部又は一部を争う場合若しくは争うと予想される場合には，検察官は，その事実を証人等の直接証拠で立証するのであれば，前記のとおり簡潔に記載すれば足りる。

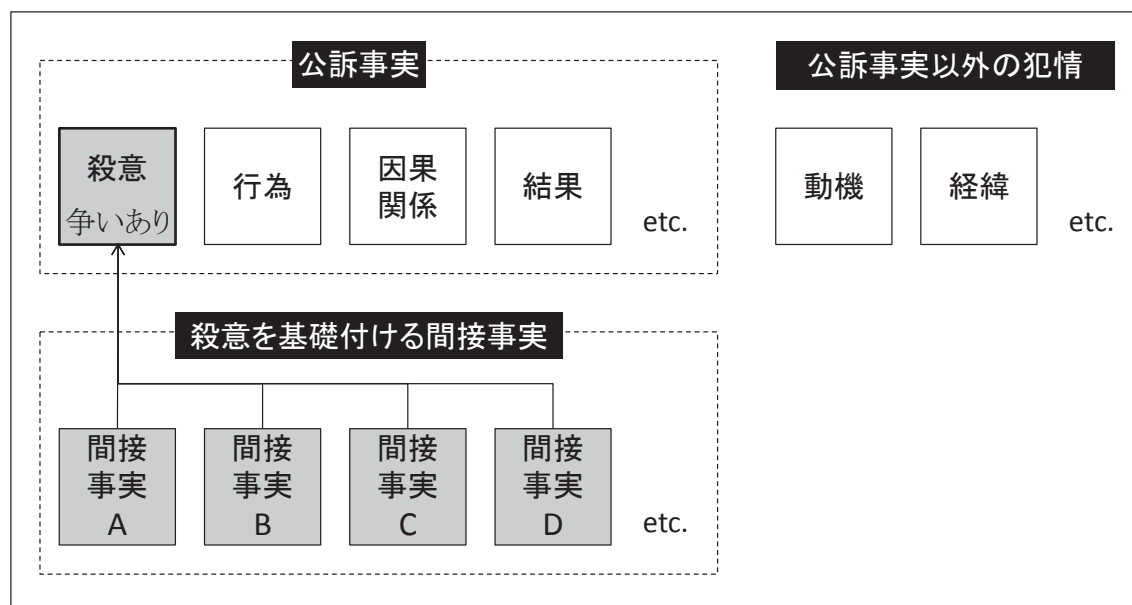
<sup>4</sup> 事案によっては，公訴事実動機等が記載されることもある。



一方で、当該事実を弁護人が争う場合に、その事実を間接事実で立証するのであれば、立証に必要な重要な間接事実を記載することとなる<sup>\*5</sup>。このような証明予定事実記載書の構成としては、図1のような姿がイメージできよう。なお、この図は、殺人罪を例に、証明予定事実の記載についてのイメージを表したものであって、本件における具体的な姿とは異なる。

間接事実が記載された証明予定事実記載書が提出された場合には、弁護人はもちろんのこと、裁判所も、漫然と期日を迎えるのではなく、個々の間接事実の要証事実に対する推認力の有無及び程度等の観点から、どの事実が立証上重要なものになり得るか、推認力に疑問のありそうな間接事実はないかなどを検討しておく必要がある<sup>\*6</sup>

図1



なお、規則217条の20第1項は、証明予定事実の記載について「事件の争点及び証拠の整理に必要な事項を具体的かつ簡潔に明示しなければならない」とするが、そこで要求される具体性とは、まさに「争点及び証拠の整理に必要な」限度で足りる。証拠調べの段階で初めて裁判官及び裁判員が触れるべき生の実事を実を記載するというわけではない。

<sup>5</sup> 証拠の性質や弁護人の主張に応じて、審理計画策定のために、補助事実を挙げる必要がある場合もある。例えば、直接証拠である目撃者の供述の信用性が争われている場合に、実質的な争点はその信用性を基礎付ける事実であって、そのための証拠調べをどのように行うかによって審理計画がかなり変わってくるようなときである。

<sup>6</sup> 推認力の有無及び程度の検討に当たっては、間接事実が要証事実をどのように推認させるのか（意味合い）と、どの程度推認させるのか（重み）に分けて考えることも有効である。

本件の証明予定事実記載書においては、検察官は、想定している求刑を念頭に置いて、殺人罪の中で犯罪行為の重さをイメージできるような類型のほか、当該犯罪について、犯罪の客観的な重さ及び意思決定への非難の程度を表す事実を明らかにするために、公訴事実に加えて動機・経緯を簡潔に示しつつ（証明予定事実記載書第1及び第2）、第1回打合せ前の弁護人とのやり取りを受け、殺意の立証構造は間接事実型であるという認識に基づき、殺意を推認させる重要な間接事実（同第3）も併せて明らかにしている<sup>\*7</sup>。

## (2) 本件における証明予定事実記載書をめぐるやり取り

本件打合せにおいて、検察官は、弁護人の問い掛けを受け、殺意の内容に関連して、「あらかじめ殺害を意図したというような計画的な事案とは見ていません。・・・被害者の言動を機に現場でとっさに殺意を生じた事案と見ています。」と述べている。

殺人の事案といっても、殺意の内容は多種多様であり、その内容によって、被告人が殺意を否認した場合の検察官の立証の在り方は自ずと変わってくる。例えば、事前に殺害の意図をもって計画的に犯行に及んだ事案では、まさに『殺すつもりがあったかどうか』が争点となり、例えば、実行行為が確実に相手を殺害しようとする意図を推認させるものといえるかという点に加え、殺害の計画を裏付ける証拠の信用性や被害者の死を望むに至った動機等の立証が重要となる。また、突発的に刃物で相手を突き刺すといったいわゆる激情犯の事案では、客観的な行為に高い危険性があり、被告人がそのことを認識した上で当該行為に及んだことから殺意と評価し得る心理状態の存在を推認するという立証になるのが通常であると考えられる。

本件打合せでは、検察官が本件を激情犯と理解していることを踏まえて、「人が死ぬ危険性が高い行為をそのような行為であると分かって行った以上、殺意が認められるという理解」に基づいて殺意を立証する<sup>\*8</sup>という検察官の方針が示されている。

<sup>7</sup> 仮に、本件において、①殺意も含めて事実概ね争いがない場合や、②殺人未遂であることに争いはないが、犯行態様に争いがあり、かつ、それを検察官が目撃者の供述という直接証拠で立証する場合であれば、証明予定事実記載書には公訴事実を含む犯情事実及び重要な情状事実のみ（すなわち証明予定事実記載書第1、第2及び第4）を記載すれば必要にして十分である。ただし、前注5参照。

<sup>8</sup> 佐伯仁志ほか「難解な法律概念と裁判員裁判（司法研究報告書第61輯第1号）」（法曹会）は、裁判員にとって難解な法律概念の一つである殺意について検討し、計画的でない憤激の末の殺人のように、未必的なものを含め殺意が争点となる事案について、「人が死ぬ危険性の高い行為をそのような行為であると分かって行った」場合には一般に殺意があると認定されているといった説明を裁判員にすることを提唱している。検察官は、本件において、事案に鑑み、この考え方を採用したものと考えられる。

その観点から証明予定事実記載書を見ると、検察官の主張は、次のようなものであると理解できる。

まず、犯行に使用した凶器は「刃体の長さ約16センチメートルの鋭利な包丁」であり、その形状を考えると殺傷能力の高い凶器であると評価できる。そのような包丁を「正対した被害者の腹部をめがけて突き刺した」（第3の1）行為は、被害者がこれにより、約10センチメートルから15センチメートルの深さの傷害を負ったこと（第3の2）を併せて考えると、客観的に見て「人が死ぬ危険性が高い行為」と理解できる。

そして、被告人は、犯行時に包丁の形状及び殺傷能力の高さを認識していたのであるから（第3の1）、自分で行った上記行為態様を認識していたといえるので、当然に、自己の行為が「人が死ぬ危険性が高い行為と分かって行った」といえる。

また、本件打合せにおける検察官の説明によれば、「犯行当時、被告人は、被害者に対して憤激していた」との事実（第3の3）は、被告人が「人が死ぬ危険性が高い行為と分かって行った」ことを積極的に支える事実であるという。通常、人が死ぬ危険性が高い行為をすることには心理的に大きな抵抗感を伴うはずであるが、被告人にはそのような抵抗感がなかった事情があり、「人が死ぬ危険性が高い行為と分かって行った」ことを推認させると主張するものと理解できる。

当初、「犯行当時、被告人は、被害者に対して憤激していた」との事実（第3の3）の位置付けは必ずしも明らかではなかったが、第2回打合せでの弁護人の問い掛けによって、上記の位置付けであることが明らかにされた。このように、争点整理は、立証責任を負う検察官が、本件をどのようなものと捉え主張立証しようとしているかを明らかにするところから始まる。弁護人としても、まず検察官の主張立証方針を理解しないと、弁護方針を立てることはできない。そのため、弁護人は、本件打合せにおいて、検察官に対し、上記事実の位置付けを確認したのであろう。

さらに、本件打合せにおいて、弁護人は責任能力について特段主張をしないと表明しているが、弁護人がこのような表明をできたのは、第1回打合せを踏まえて検察官が早期に飲酒関係の証拠を任意に開示したことで、弁護人の責任能力に関する検討が早期に進んだためである。早期の任意開示が争点整理の迅速化につながったことの表れといえる。

このように、本件において、弁護人は争点及び証拠の整理に積極的・主体的

に関わっているが、これは、当事者追行主義が争点及び証拠の整理にも妥当することの表れといえよう。

### 3 証拠整理について

#### (1) 証拠調べ請求

証拠整理の場面においても、当事者追行主義に基づき、まずは検察官がどのような証拠を請求するかが重要である。検察官は、証明すべき事実の立証に必要な証拠を厳選して請求する必要がある（規189条の2）。弁護人が証拠を請求する際も同様である。当事者は、証拠調べ請求の際には、証拠と証明すべき事実との関係（立証趣旨）を明らかにしなければならない（規189条1項）。証人尋問については、尋問事項書を提出すべき場合もある（規106条）。

当事者は、証明すべき事実の立証に必要な証拠といえるか否かについて、証拠方法の観点からも検討する必要がある。当事者間で事実争いがある場合のみならず争いがない場合でも、例えば、被害状況など事案を判断する上で中核となる事実の立証については、判断者がよりの確な心証を形成する必要性が高い。そのようなときには、当事者は、被害者や目撃者など重要な供述者の証人尋問を請求すべきであろう。

#### ～証拠等関係カード～

あらゆる証拠についての証拠調べの経過は、全て記録につづられている証拠等関係カード（別冊29頁以下参照）に記載されている。証拠等関係カードを見れば、どの段階で、検察官や弁護人からどのような証拠調べ請求がなされたか、それに対する相手方の意見はどうだったか、その請求された証拠についての裁判所の決定があったかどうかなどのほか、公判期日においてどのような順番で証拠の取調べが行われたかなどを知ることができる。

実務においては、検察官の証拠調べ請求も、証拠等関係カードと同じ様式の書面を提出する方法でなされている（規188条の2参照）。検察官請求証拠のうち、犯罪事実等に関する証拠で被告人の供述調書等を除いたものを「甲号証」と呼び、被告人の供述調書、供述書、身上・前科関係の証拠

を「乙号証」と呼んで区別しており，証拠等関係カードも，甲号証と乙号証とを区別して作成される。また，弁護人も，同じ様式の書面を提出して証拠調べ請求をする例が多い。

証拠等関係カードの記載について，簡単な説明を図2にまとめた。

図2

請求者等 検 察 官		平成 29 年 (わ) 第 515 号	
証 拠 等 関 係 カ ー ド (甲)			
(このカードは，公判期日，公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については，各標目の調書と一体となるものである。)			
番号	標 目	請 求	結 果
	(供述者・作成年月日，住居・尋問時間等)	期 日	期 日
	立 証 趣 旨	内 容	内 容
	(公 訴 事 実 の 別)		取 調 順 序
			備 考
1	証人 木田信二	29. 8. 3	前 3 決 定 (29. 10. 16 公判喚問)
4	[水戸市長友4-5-6 主尋問 20分]	29. 7. 14	1 済
5	被害に至る経緯，被害状況， 処罰感情	29. 7. 14	1 撤 回
6	(全 )		
7	2 検		
	[井上智久 29. 6. 27]	29. 7. 14	1 撤 回
	犯行の目撃状況		

- ① 当該証拠の取調べを請求した者が記載される。被告人質問を含め，裁判所が職権で取り調べる場合には「職権」と記載される。
- ② 甲号証は「(甲)」，乙号証は「(乙)」と記載される。
- ③ 証拠番号
- ④ 証拠の標目が記載される。よく請求される証拠の標目については，略語が用いられる。検察官に対する供述調書は「検」，司法警察員に対する供述調書は「員」，捜査報告書は「報」，実況見分調書は「実」などと記載される（略語表は証拠等関係カードの直前につづられている〔別冊27頁以下参照〕。)
- ⑤ 供述調書であれば，供述者と作成年月日，捜査報告書や実況見分調書であれば，作成者と作成年月日，証人であれば，その住所及び尋問時間等が記載される。
- ⑥ 立証趣旨
- ⑦ 公訴事実が複数ある場合に，どの公訴事実との関係で請求されているかが記載される。「全」とある場合は，公訴事実全部を意味する。
- ⑧ 請求された日又は期日が記載される。公判前整理手続期日であれば，例えば「前1」と記載され，公判期日であれば単に「1」などと記載される。期日以外で請求された場合には年月日が記載される。
- ⑨ 請求の相手方当事者の意見が述べられた日又は期日と，その内容が記載される。
- ⑩ 請求された証拠が採用されたか，却下されたか，請求者によって請求を撤回されたかが，その日又は期日とともに記載される。
- ⑪ 証拠が取り調べられた場合，「済」と記載される。証人尋問等が2期日以上にわたる場合，それが終わった期日には「済」と記載されるが，そうではない期日（証人尋問は行われたが，終わらなかった期日）には「続行」と記載される。
- ⑫ 証拠が取り調べられた場合に，その期日における取調べ順序が記載される。



## (2) 本件の証拠調べ請求について

本件の争点である殺意に関する検察官の主張は、被告人が「人が死ぬ危険性が高い行為と分かって行った」ことを推認させる間接事実、すなわち「刃体（の長さ）約16cmの鋭利な包丁（殺傷能力の高い凶器）を、それと認識しつつ、腹部をめがけて突き刺した」事実を立証するというものである。このうち、凶器の形状・用法、創傷の部位・程度といった事実から客観的な行為の危険性を導くとともに、犯行前の行動、犯行に至る経緯等も加味して、被告人に当該行為の危険性に関する認識があったことを推認させている。

この検察官の主張は、例えば、凶器の用法等を捨象した「凶器の形状」の事実のみでは何ら殺意を推認する意味合いを有さず<sup>9</sup>、その事実単独では殺意を推認させる間接事実とはいえないことなどを考慮し、凶器の形状・用法、創傷の部位・程度やこれらの認識等の要素からなる全体を一つの間接事実として構成したものと理解できる。

検察官は、殺意を立証するため、上記間接事実を立証する必要がある、犯行に使用された凶器の出刃包丁（甲4）、出刃包丁の形状等、被害者の着衣の破損状況及び被害者の負傷状況等に関する実況見分調書（甲5から7まで）、診断書（甲9）、被害者を治療した医師の検察官調書（甲8）に加え、被害者木田信二の証人尋問（甲1）を、主な証拠として請求している（なお、現場に居合わせた井上智久の検察官調書（甲2）の立証趣旨は「犯行の目撃状況」であるが、後述の第1回公判前整理手続期日における検察官の発言をみると、犯行自体は目撃しておらず、被害者の供述の信用性を判断するための補助証拠であると理解できる。）。

検察官が立証しようとしている本件の証拠構造の概略は、図3のようなものであると考えられる。

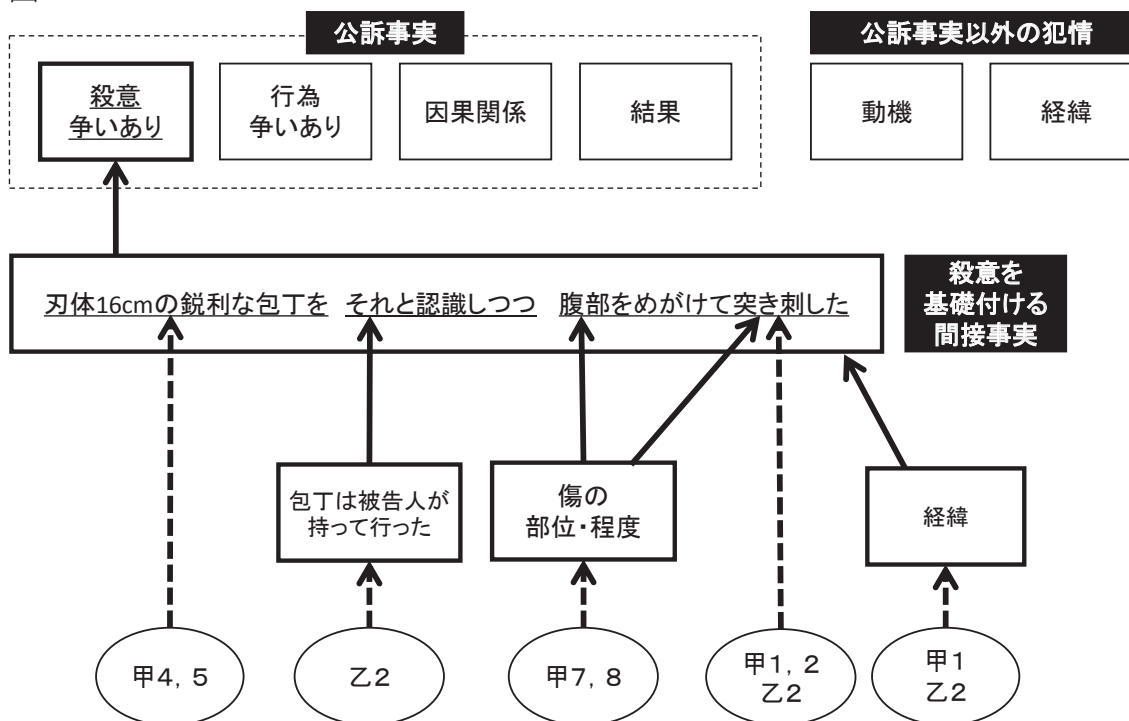
検察官は、被害者の供述を立証に用いる方法として、供述調書ではなく、その証人尋問を請求しているが、これは殺意が争点である本件においてはもちろん、仮に自白事件になったとしても、被害者の供述する被害状況が争点や量刑上の判断の中核となる重要な意味を有すると考えてのものと理解することができる。

捜査資料を立証に用いようとする場合には、裁判官や裁判員が公判審理で心証を形成するという観点から適切なものといえるかを検討する必要がある。本件ではその観点から、後に検察官請求証拠について、弁護人の意見を踏まえて

<sup>9</sup> 例えば、包丁がいくら鋭利であっても、人体に突き刺すといった用法を伴わなければ、殺意に結び付くことはない。

証拠の統合又は抄本化が図られている。

図3



#### 4 類型証拠の開示について

前記のとおり、実務上、検察官が請求証拠以外の証拠を任意に開示していく運用がなされているが、弁護人としては、任意開示された証拠があることを前提に、更なる類型証拠開示請求の必要性の有無を検討することになる。

本件でも、弁護人は、一定の証拠について任意に開示を受けているが、さらに、証拠一覧表の交付を検察官に請求した上で（法316条の14第2項）類型証拠開示請求を行っている。主な証拠は任意に開示されているので、例えば、法316条の15第1項第5号に該当する書面についてはこれ以上開示するものがないことを確認するとともに、主に同項6号に基づいて、被害者木田及び目撃者井上以外で本件現場付近に居合わせた者らの供述録取書等の開示を求めていくことが考えられる。争点整理を迅速に進めるためには、その一環としての証拠開示請求及びその開示を速やかに行う必要があるところ、本件では、検察官及び弁護人は迅速にこれらの手続を行っていることがうかがえる。

証拠一覧表の交付、類型証拠及び主張関連証拠の開示は第一次的には当事者同士のやり取りとなるが、証拠開示の手続がスムーズに進まない迅速な公判

前整理手続の進行の妨げになるから、本件でも、裁判所がその確認を行っている。実務的には、類型証拠及び主張関連証拠の開示請求書や開示書については、その都度裁判所にも写しが提出されているのが通例と思われる。

なお、証拠開示請求は、争点整理の一環として行われるものであり、弁護人にとっては、証拠開示を受けること自体は当然ながらゴールではない。開示を受けた証拠を分析、検討した上で、それに基づいてどのような弁護方針を立てるかが重要である。

## 5 進行管理について

公判前整理手続を当該事案に見合った合理的期間内で終了するためには、次回の打合せや公判前整理手続期日に向けた課題を明確にし、かつ、その準備期限を適切に設けて、スケジュールを明確にすることが必要である。その観点から、本件打合せにおいて、裁判所は、証拠一覧表の交付や類型証拠の開示がなされる時期を視野に入れた上で、弁護人の予定主張記載書面の提出及び検察官請求証拠に対する意見の期限を定めている（別冊7頁参照）。

また、審理の迅速化の観点からは、証拠調べの大まかなイメージが共有できたところで、早期にあり得る公判期日の時期を探っていくことも有用である。公判前整理手続の終了時に公判期日を設定することとなると、公判前整理手続と公判期日との間に相当の期間が空いてしまうことになりかねない<sup>10</sup>。当然、争点及び証拠整理の進展によっては、期日のめどの精度が高まったり、逆に期日を別の時期にすることが模索されたりすることもあり得る。

本件では、検察官及び弁護人から、あり得る証人尋問のイメージについて聴取した後、裁判所から10月のうち今のところ想定される審理日数分のスケジュールを空けておくよう要請がなされている。

ここまでになされたやり取りを大まかにまとめると表2のとおりである。

<sup>10</sup> 裁判所は、裁判員候補者を呼び出すときは、特段の事情のない限り、裁判員等選任手続の期日の6週間前までに呼出状を発送するようしなければならない（裁判員の参加する刑事裁判に関する規則〔以下「裁判員規」という。〕19条）。



表2

検察官	裁判所	弁護士
	H29.6.30 公判前整理手続に付する決定	
事前の連絡		事前の連絡
H29.7.7 第1回打合せ 双方の準備状況の確認 等		
任意の証拠開示		開示された証拠の検討
H29.7.14 証明予定事実記載書 証拠調べ請求		証明予定事実記載書, 検察官請求証拠の検討
		H29.7.14 証拠一覧表交付請求
H29.7.18 証拠一覧表交付		一覧表の検討
H29.7.21 第2回打合せ 証明予定事実の確認(争点整理), 類型証拠関連の確認, 審理の大まかなイメージ検討 等		

## 第5 第1回公判前整理手続期日（8月8日）

### 1 本件期日における三者間のやり取り

弁護士から、7月24日に予定主張記載書面（1）（別冊9頁参照）が、8月3日に予定主張記載書面（2）（別冊10頁参照）が提出された後である同月8日、第1回公判前整理手続期日が開かれ、裁判所及び当事者は、予定主張記載書面等を基に、争点及び証拠整理並びに主張関連証拠開示請求等に関してやり取りをしている（別冊11頁以下参照）。以下、本件期日での三者間のやり取りの一部を見てみよう。

検察官「弁護士、予定主張記載書面（1）で争点は殺意の有無であることを明確にされましたが、傷害の故意があったという限度では争わないという理解でよろしいですか。」

弁護士「結構です。」

裁判長「確認ですが、弁護人の主張も、検察官が前回の打合せで言及されて

いたとおり、殺意について、裁判員に対して、人が死ぬ危険性が高い行為をそのような行為であると分かって行ったと認められるのであれば、一般に殺意があると認定されていると説明することを前提にしていると考えてよろしいですか。」

弁護士「はい、結構です。」

検察官「そうすると、予定主張記載書面(1)第2で書かれている経緯についての主張は、殺意との関係ではどのような位置付けになるのでしょうか。」

弁護士「被告人がいきなり被害者の腹部を刺すという行為を行うはずがないことを基礎付ける事情だと考えています。もちろん、情状に関する重要な事情でもあります。検察官は、犯行に至る経緯に関して、事実面で異なる主張となるところがありますか。」

検察官「検察官としては、被害者から以前鉄パイプで殴打された点を含めて、弁護士が予定主張記載書面(1)第2に書かれた事実経過自体は概ねそのとおりと考えます。ただし、このような経緯は、むしろ、被告人がいきなり被害者の腹部をめがけて突き刺すという行為に出たことの認定根拠となる、包丁が腹部に刺さった状況についての被害者証言の信用性を支える事情になると考えています。」

弁護士「検察官は、証明予定事実記載書の第3で、本件に至る経緯を殺意の間接事実の一つと位置付けられていたように思いますが、今おっしゃったことは、そうではないということですか。」

検察官「弁護士の主張も踏まえて改めて考えてみたのですが、本件の殺意を推認させる間接事実としては、証明予定事実記載書の第3の1に尽きるとみています。そして、被害者証言によって立証しようとしている、包丁が腹部に突き刺さったときの状況と第3の2の傷の状況とが、その間接事実を支えるさらなる間接事実、これらは再間接事実と呼んでもよいと思われませんが、そうしたものとして位置付けられます。」

弁護士「すると、本件の経緯は、被害者証言の信用性を支える補強方向の補助事実になるということですか。」

検察官「そう位置付けることになります。」

弁護人「検察官がそのように位置付けられるとしても、弁護人としては、本件の経緯は、補強方向ではなく、むしろ弾劾方向の補助事実になるという主張になります。」

裁判長「そうすると、経緯については、双方に大きな事実面の主張の違いはないが、立証上の評価が分かれるということですね。」

検察官・弁護人「そうなりますね。」

裁判長「さきほど、検察官は、被害者証言による包丁が腹部に突き刺さったときの状況と傷の状況とをいわゆる再間接事実として位置付けるという主張の構造を示されましたが、検察官としては、被害者が証言すると考えている被害状況は、間接事実を直接認定できる証拠ではないという理解でよいのですね。」

検察官「さきほど述べた本件の間接事実においては、被告人が被害者の腹部を「めがけて」包丁を突き刺したということが肝心であると考えていますが、被告人が「めがけ」たかどうかは、内心の事情ですので、外形的な事情から推認していただくものと考えています。」

弁護人「これに対して、被告人側としては、被害者を脅そうとして包丁を突き出したところ、被害者の行為も相俟って偶然に包丁が被害者の腹部に刺さったのであり、そこをめがけて突き刺したわけではないという主張です。」

裁判長「そういう意味では、本件のポイントは、被告人が包丁を被害者の腹部をめがけて突き刺したのか、脅すために突き出した包丁が被害者の行為も相俟って偶然に腹部に刺さったのか、ということになるでしょうか。」

(省略)

裁判長「証拠整理に移りますが、その前提として、弁護人から7月28日に検察官に主張関連証拠開示請求があり、検察官から8月1日に開示があったようですが、これで証拠開示はひとまず終了したということでしょうか。」

弁護人「今のところはそのように考えています。」

（省略）

裁判長「弁護人は、甲3，甲5から7までの書証について、『同意（不必要な部分が多くあるので，統合又は抄本化されたい。）』との証拠意見を述べていますね。」

検察官「検察官としても，争点が明らかになった段階で，審理に必要な情報を吟味して，書証の統合又は抄本化を行う予定でした。甲3の実況見分調書は抄本化する予定です。甲5，甲6の実況見分調書を統合し，甲7の実況見分調書と甲9の診断書も統合する予定です。」

（省略）

## 2 予定主張について

弁護人は，検察官から証明予定事実記載書の送付と請求証拠等の開示を受けると，証明予定事実その他の公判期日においてすることを予定している事実上及び法律上の主張を明らかにしなければならない（法316条の17第1項）。予定主張の明示も，証明予定事実記載書と同様に，充実した審理計画策定のための争点整理の一環である以上，そのために必要な限度で明らかにすれば足りる<sup>\*11</sup>。

弁護人は，行うべき弁論を想定した上で，この裁判で弁護人が求める結論とその根拠を検討した上で，争点整理に必要な限度で予定主張記載書面を作成する。弁護人が予定主張記載書面において明示すべき事実上の主張は，次のような主張が考えられる。

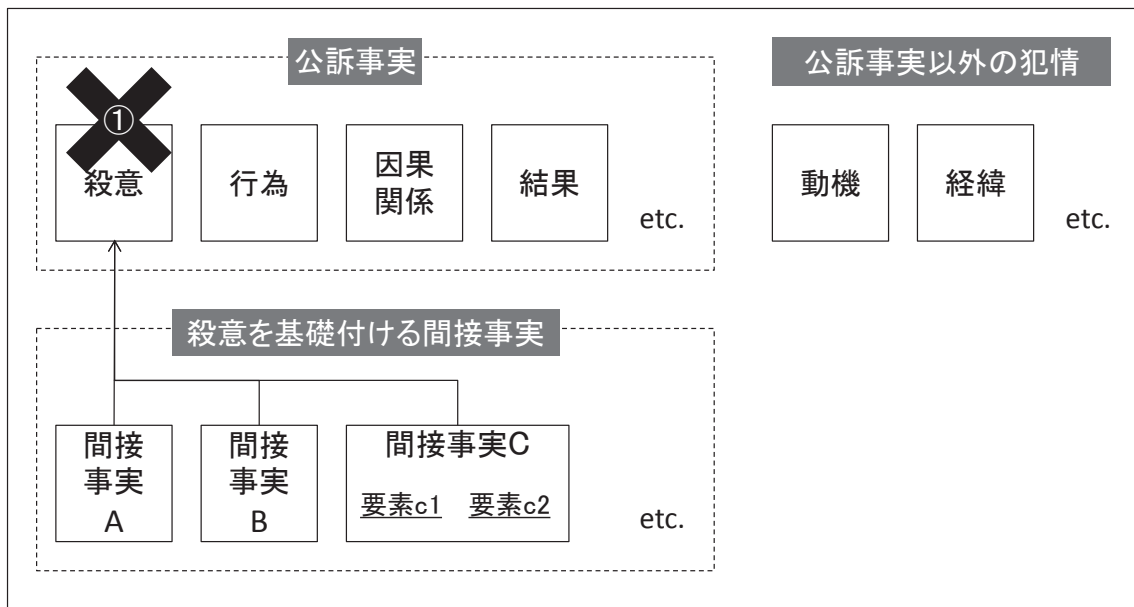
<sup>11</sup> 弁護人は，検察官の証明予定事実記載書の全てについて，逐一認否する義務を負うものではない。むしろそのような細かい認否は，無用の争点を作成することになりかねず相当ではないであろう。

① 公訴事実及びそれ以外の犯情事実を否認する主張

公訴事実及びそれ以外の犯情事実は、全て検察官の求刑意見を根拠付ける事実であり、弁護人はこの全部又は一部を争う場合には、それを主張しておく必要がある（図4参照）。

本件では、殺意について争うという弁護人の主張がこれに当たる。

図4



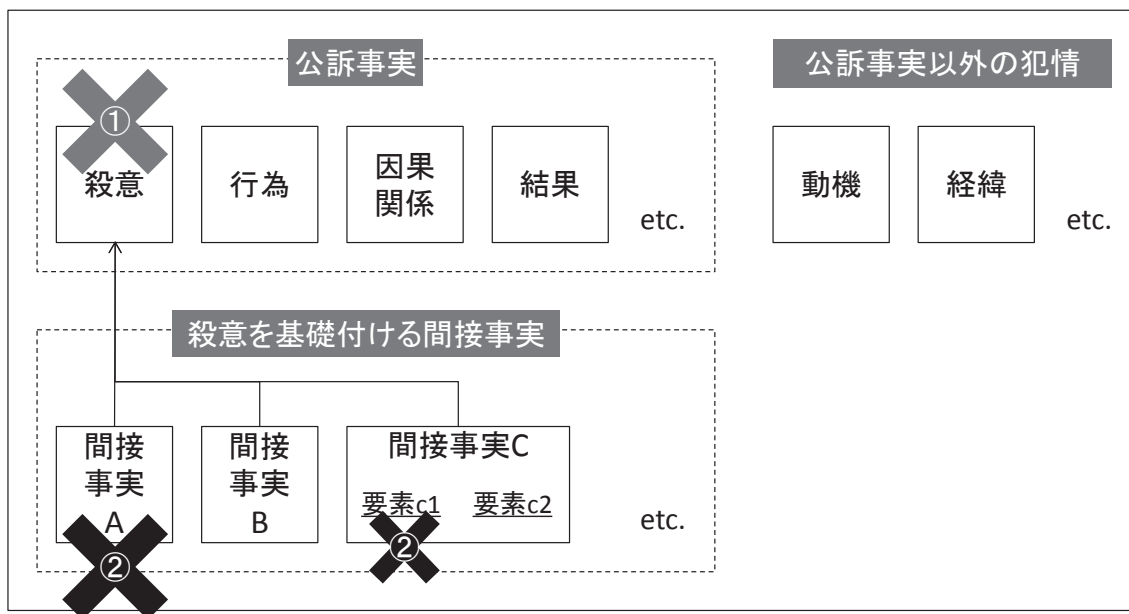
② 前記①で争われた事実を推認させる重要な間接事実を否認する主張

前記①の事実が争われた場合に、検察官がそれを直接証拠により立証しようとするのであれば、充実した審理計画を策定することは可能であるから、それ以上の争点整理は原則として不要である<sup>\*12</sup>。

一方で、検察官がそれを間接事実で立証しようとする場合には、もし弁護人が全部又は一部の間接事実（特定の間接事実の一部分（要素）の場合もあり得る。）の存在を争うのであれば、それを主張しておく必要がある（図5参照）。

本件では、「被告人は、被害者の腹部をめがけて包丁を突き刺した」わけではないとして間接事実の一部分（要素）を争う弁護人の主張がこれに当たる。

図5



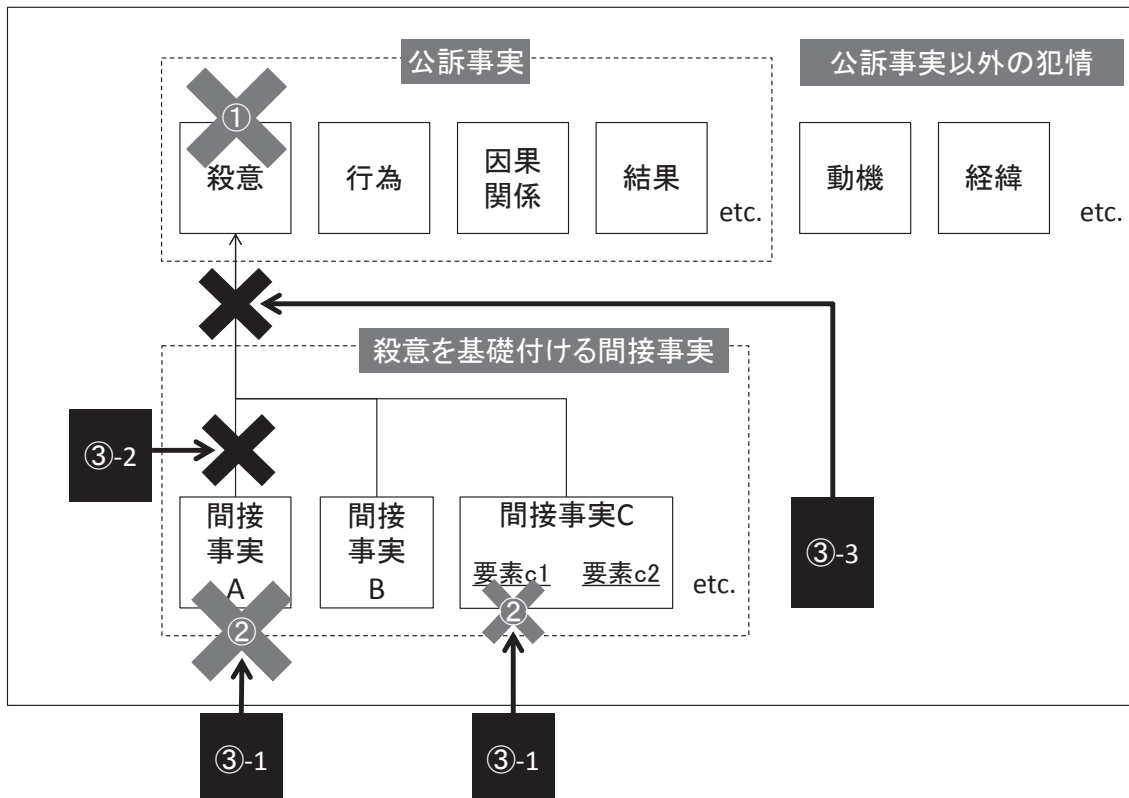
<sup>12</sup> もっとも、審理計画策定のために、補助事実や証拠能力に関する争点整理が必要な事案もあり得る（前注5参照）。例えば、直接証拠が被告人の自白調書であり、その任意性が争われる場合には、任意性についての争点整理が必要になることもある。

③ 検察官が主張する事実の存在に疑いを生じさせる重要な事実

前記①や②の事実が争われた場合に、弁護人がそのような事実の存在に疑いを生じさせる重要な事実を主張するときには、それを予定主張記載書面に記載しておく必要がある。それは、間接事実を否認する積極的な事実であったり（図6の③-1）、特定の間接事実から要証事実への推認を妨げる補助事実であったり（図6の③-2）、検察官の主張する間接事実群とは別個独立に、それら間接事実群による推認を妨げる消極的間接事実であったり（図6の③-3）する。

本件では、弁護人は、包丁が刺さったのは偶然であり、腹部をめがけて突き刺したわけではないから、「人が死ぬ危険性が高い行為と分かっているわけではない」として、殺意の不存在を裏付ける、あるいは、少なくとも、殺意の存在につき合理的疑いを差し挟むに足りるとの考えに基づいて、「被害者が被告人の腕をつかんできたために、包丁の向きが変わり、偶然、包丁が被害者の腹部に刺さった」との主張を、殺意の存在に疑いを生じさせる事実として挙げている。このような間接事実（の一部）を争う具体的事実を弁護人が主張するか否かは、争点中心の充実した審理計画の策定に影響を与え得るので、弁護人は主張しておく必要がある。

図6





そのほか、弁護人は、次の④及び⑤があればこれらも主張しておく必要がある。

- ④ 違法性又は責任を阻却する事由の根拠となる事実  
例えば、正当防衛状況を基礎付ける事実である。
- ⑤ 弁護人が量刑上重要であると主張する事実  
例えば、被害者に落ち度があることを基礎付ける事実である。

予定主張記載書面を提出するに当たり、弁護人は、検察官の主張立証構造を踏まえた上で、弁護人の求める結論を導く理由の説明が全ての証拠と矛盾していないかを検討する必要がある。

本件では、弁護人は、被告人との打合せの内容及び開示された証拠を踏まえ、殺意を争う（予定主張記載書面（1）第1）とともに（上記①に当たる主張といえる。）、殺意を基礎付ける間接事実や同間接事実を推認させる（再）間接事実について、次の i から iv のとおりとすることにした（上記②又は③に当たる事実といえる。）。

- i 凶器の形状とその認識（証明予定事実記載書第3の1）については争わない。
- ii 間接事実のうち、「腹部をめがけて突き刺した」とする部分（証明予定事実記載書第3の1）については、検察官の主張を争うとともに、被告人が主張する態様を積極的に主張する（予定主張記載書面（2）第1）。
- iii 傷の深さ（証明予定事実記載書第3の2）については、医師が直接測っているわけではないことからこれを争う（予定主張記載書面（2）第1）。
- iv 犯行に至る経緯（証明予定事実記載書第1及び第3の3）については概ね争わないが、被害者の腹部をめがけて突き刺すという行為をするはずがないこと及び被告人の主張する態様を基礎付ける事情であるとして、事実の評価を争う（予定主張記載書面（1）第2、（2）第1）。

つまり、弁護人の方針は、検察官の主張立証構造を前提として、以下のようなものであると理解できる。すなわち、殺意を推認させる間接事実のうち、立証のポイントとなる要素である行為態様については、証人木田及び証人井上に対して、反対尋問でその信用性を弾劾することを図り、併せて、被告人質問によって被告人が主張する態様を立証する。間接事実のうち、「被害者の腹部をめがけて突き刺した」とする部分を推認させる事情である傷の状態については、



証人藤本への反対尋問によって、傷の深さを吟味するとともに、被害者の傷から本当に検察官主張の上記部分を推認できるかを吟味する。また、被告人質問によって、なぜ被害者の傷ができたのかについて、弁護側主張の行為態様を明らかにするとともに、本件の経緯からすれば、検察官主張の上記態様が不自然であり想定し難いことについても明らかにするのであろう。もちろん、被告人質問は、証人木田等の供述の信用性を弾劾する意味も持ち得る。このような弁護方針を前提として、弁護人が前記のと通りの予定主張を組み立てたものと理解できる。

なお、弁護人の予定主張のうち、検察官の主張する事実を単に否認する主張（例えば傷の深さ）については、その主張を裏付ける証拠を弁護人が取り調べ請求する必要はない。他方で被告人質問により立証する予定のもの（例えば被告人の反省）以外の主張については、弁護人は証拠調べ請求する必要がある（法316条の17第2項）。本件においては、弁護人は、被告人の更生環境（予定主張記載書面（2）第2）について、証人成瀬竜也の尋問を請求している。

### 3 主張関連証拠の開示について

主張関連証拠開示請求書は別冊の記録にはつづられていないが、弁護人は、7月24日に提出した予定主張記載書面（1）の第2で「被告人は、平成29年5月上旬頃には、些細なことで被害者と殴り合いのけんかとなり、被害者から鉄パイプで殴打された」と主張していることを基に、7月28日に、主張関連証拠として、例えば鉄パイプで殴打された際に被告人を診察した医師作成の診断書等の開示請求を行った。検察官は、これに応じて、8月1日には主張関連証拠を開示した。

### 4 証拠整理について

#### (1) 弁護人の証拠意見

書面（伝聞証拠）の取調べ請求に対して、相手方当事者は、証拠意見として、証拠とすることに同意（法326条）するかどうかを明らかにする（規190条2項）。同意の場合も不同意の場合も、基本的には理由を示す必要はない。

同意がなされれば、その書面については、原則として証拠能力が認められる。書面の内容には争いがない場合であっても、例えば、供述調書の朗読より証人尋問の方が裁判体の心証に訴えて被告人に有利になるとか、当該書面の朗読では的確な心証をとれる内容ではないといった観点から、不同意の意見を述べることもあり得る。

なお、被告人の供述調書（乙号証）に対する証拠意見の在り方について、その内容が自白や不利益事実の承認である場合には、証拠能力の要件として供述の任意性が問題となり得ることから（法319条、322条1項）、当該供述調書の信用性を争う場合のほか、任意性を争う場合にも不同意の意見を述べることになる。

証拠物等の非供述証拠には伝聞法則が適用されず、法326条の同意の対象ではないため、証拠意見としては、「証拠調べ請求に関し異議がないかどうかの意見」、すなわち、「異議なし」又は「異議あり」となる。意見の理由については、「異議なし」の場合は示す必要はないが、「異議あり」の場合は様々な理由が考えられ、それに応じて審理計画の策定等に影響を与え得るので、その理由を示すことが望ましい。理由となるのは、請求に係る証拠の証拠能力や関連性がないこと、証拠調べの必要性がないこと等である。

## (2) 本件の証拠意見について

本件において、弁護人は、予定主張記載書面（2）とともに証拠意見書（別冊35頁参照）を提出して、検察官請求証拠に対する証拠意見を明らかにしている。

具体的には、まず、現場に居合わせた井上智久の検察官調書（甲2）及び被害者を診察した医師藤本和男の検察官調書（甲8）が不同意とされている。これは、被告人の行為態様及び被害者の創傷の深さに争いがあり、その立証において重要な証拠となる供述者の証人尋問を実施することにより、その供述の信用性を吟味する必要があると弁護人が判断したことによる。

弁護人は、それ以外の書証については、その記載内容に争いがないことから、いずれも同意としている。また、証拠物である出刃包丁（甲4）については、関連性や必要性等に問題はないと判断し、「異議なし」との意見を述べている。

なお、「犯行現場の状況」、「凶器の形状等」、「被害者の着衣の破損状況」、「被害者の負傷状況等」をそれぞれ立証趣旨とする実況見分調書（甲3、甲5から7まで）については、同意とした上で、「不必要な部分が多くあるので、統合又は抄本化されたい。」との意見が述べられている。これは、書面の記載内容に争いはないものの、予定主張記載書面（1）の提出により、争点は殺意の有無であることが明確になったことを踏まえ、本件の立証に真に必要な情報を分かりやすく整理した書証とすべきであるとの問題意識に基づくものである。

また、被告人の供述調書（乙1、2）についても、同意とした上で、「審理に必要な内容は、被告人質問において供述する予定である。」との意見が述べられている。これは、被告人の供述調書の記載内容に争いはないものの、まずは被

告人質問を実施することが直接主義・公判中心主義の趣旨に沿うものであり、被告人質問において審理に必要な供述がなされれば、供述調書は重複した証拠となり、取調べの必要性がなくなるとの視点に基づく意見である<sup>13</sup>。

### (3) 期日後の検察官及び弁護人の対応

第1回公判前整理手続期日において、弁護人の証拠意見を受けて証拠整理が行われたことを踏まえ、検察官は、次回期日までの間である8月15日に、不同意となった検察官調書（甲2, 8）に代え、井上智久及び藤本和男の証人尋問を請求した。

また、検察官は、審理に必要な事項のみ記載した書証として、甲3号証に代わる実況見分調書の抄本（甲10）、甲5, 6号証に代わる統合捜査報告書（甲11）、甲7, 9号証に代わる統合捜査報告書（甲12）をそれぞれ請求した。

一方、弁護人は、予定主張記載書面（2）において、被告人の更生環境について主張する予定であることを明示したことを踏まえ、情状証人である成瀬竜也の証人尋問を請求した。

ここまでなされたやり取りを大まかにまとめると表3のとおりである。

<sup>13</sup> なお、同様の視点から、被告人の供述調書につき、「同意」ではなく、「不同意、但し任意性は争わない。」との意見が述べられることもあり得る。

表3

検察官	裁判所	弁護士
	H29.6.30 公判前整理手続に付する決定	
事前の連絡		事前の連絡
H29.7.7 第1回打合せ 双方の準備状況の確認 等		
任意の証拠開示		開示された証拠の検討
H29.7.14 証明予定事実記載書 証拠調べ請求		証明予定事実記載書, 検察官請求証拠の検討
		H29.7.14 証拠一覧表交付請求
H29.7.18 証拠一覧表交付		一覧表の検討
H29.7.21 第2回打合せ 証明予定事実の確認(争点整理)、類型証拠関連の確認、審理の大まかなイメージ検討 等		
		H29.7.21 類型証拠開示請求
予定主張記載書面(1)の検討		H29.7.24 予定主張記載書面(1)
H29.7.28 類型証拠開示		開示された証拠の検討
		H29.7.28 主張関連証拠開示請求
H29.8.1 主張関連証拠開示		開示された証拠の検討
予定主張記載書面(2)の検討 弁護人の証拠意見を踏まえた 証拠関係の対応検討		H29.8.3 予定主張記載書面(2) 証拠意見
H29.8.8 第1回公判前整理手続期日 予定主張及び争点の確認、証人予定者の確認、書証の在り方の確認 等		
H29.8.15 証拠調べ請求		H29.8.15 証拠調べ請求

これまでの争点及び証拠整理の結果を踏まえると、争点である殺意に関する検察官立証の核心部分は、すでに、第1回公判前整理手続期日で見たり取り（前記20頁以下参照）においても明らかにされたことであるが、間接事実のうち、次の図7の二重線部分で示されているところ（「腹部をめがけて突き刺した」とする部分）になることが分かる。

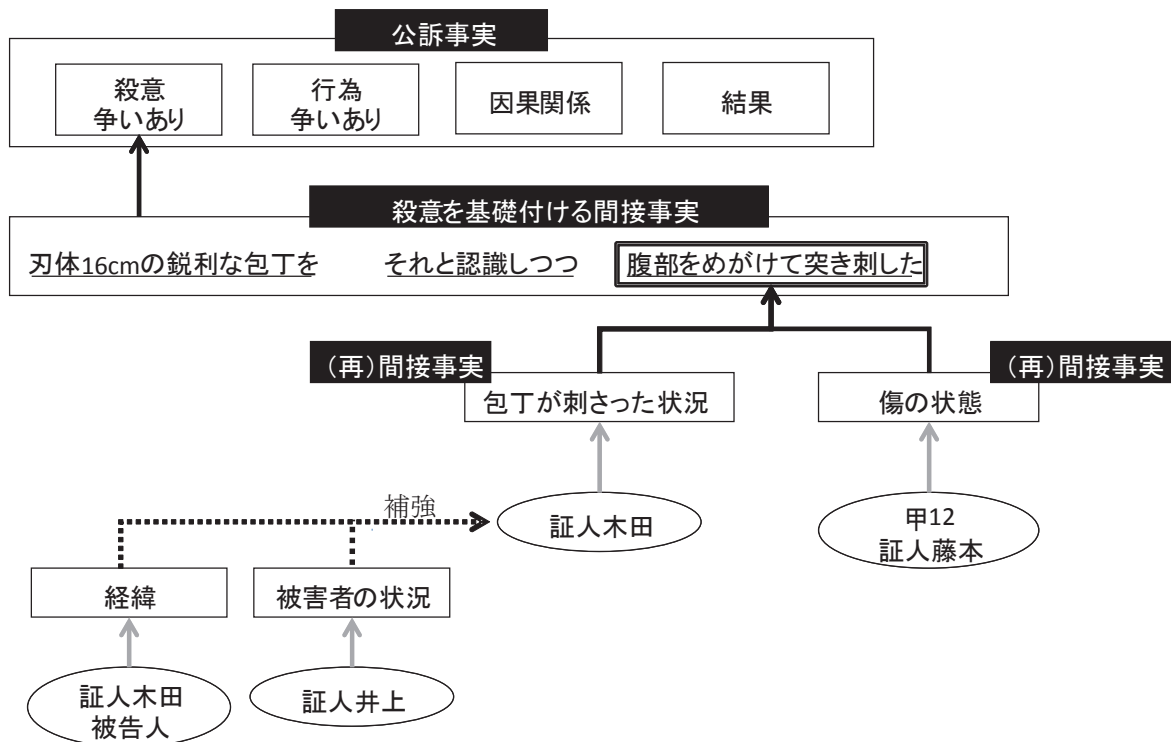
そして、この部分は、公訴事実中の「行為」に関わる争点ともいえるが（図7の「行為 争いあり」の部分）、検察官も弁護士も、殺意の有無の判断においてもポイントとなると考えており、その立証が重なることから、殺意とは独立

した立証上の争点とする必要までではないとされた。

また、検察官は、①「傷の状態」（傷の深さ）について、この「腹部をめがけて突き刺した」という部分を推認させる（再）間接事実であると位置付けている。加えて、「腹部をめがけて突き刺した」という部分には、客観的な行為に加えて、「めがけて」という被告人の認識が含まれていることから、検察官は、②「包丁が刺さった状況」から同認識を推認する構造になることを前提にしていると考えられる。すなわち、検察官は、①「傷の状態」及び②「包丁が刺さった状況」について、「腹部をめがけて突き刺した」という部分を推認させる（再）間接事実として位置付けているものと考えられる。

立証の面でみると、検察官は、まず、「傷の状態」の立証のためには、証人藤本の証言等が重要と考えている。次に、検察官は、「包丁が刺さった状況」を立証するため、被害者木田の証言が重要であると考えるとともに、当該証言の信用性を基礎付ける補助事実（補強事実）として、①現場に居合わせた井上の証言から立証する「被害者の状況」と②木田の証言等から立証する「経緯」を位置付けているとみられる。

図7

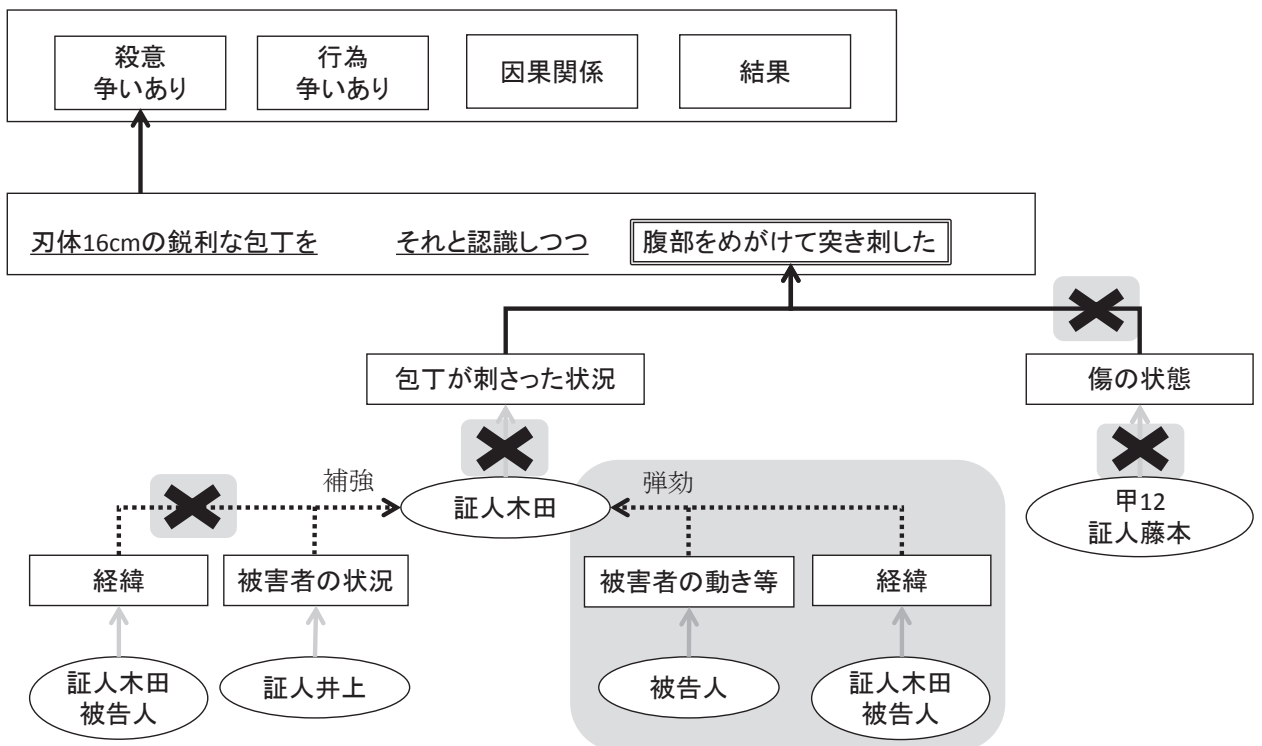


一方、弁護人は、検察官の主張する「傷の状態」に対し、これを立証しようとする証人藤本の証言等の信用性を争い、かつ、傷の状態から「腹部をめがけて突き刺した」とも推認できないと位置付けているものと解される。また、検

察官の主張する「包丁が刺さった状況」に対しては、被告人質問から立証する「被害者の動き等」（被害者が包丁をつかんできたために、包丁の向きが変わって偶然に腹部に刺さったこと）を、被害者木田の証言を弾劾する補助事実として位置付けている。

こうした弁護人の立証方針を図7に加えると、以下の図8のようになろう。裁判所としては、当事者との間で、双方の主張立証につき、こうした理解でよいか、認識を共有していくことになるものと思われる。

図8





## 第6 第2回公判前整理手続期日（8月18日）

### 1 本件期日における三者間のやり取り

8月18日、第2回公判前整理手続期日が開かれ、裁判所及び当事者は、これまでの打合せや公判前整理手続期日におけるやり取り及び当事者から提出された主張書面等を踏まえ、更に争点及び証拠の整理に関する議論をした。以下、本件期日での三者間のやり取りの一部を見てみよう。

（省略）

裁判長「量刑についての争点整理もしておきたいと思います。本件では殺意の有無が争いになっていますので、その結論によって構成要件と法定刑が異なってきますから、この点が量刑上も重要になることは間違いありませんが、このほか、検察官、弁護人は、どの辺りが量刑判断のポイントになるとお考えですか。」

検察官「検察官としては、被告人に殺意があったことを前提に、本件は、知人である被害者とのけんかにおいて、衝動的な殺意に基づいて、被害者を刃物で突き刺し、けがを負わせたという類型の事件と見ています。犯情に関わる要素の中でも、全治まで約1か月を要する腹部刺創、出血性ショック等により被害者が危うく命を落としかけたという傷害結果は、殺人未遂の中でも重い部類に本件を位置付ける重要な事情と考えています。」

弁護人「弁護人としては、被告人に殺意があったとは認められないことを前提に、本件は、知人である被害者とのけんかにおいて、被害者に対し、衝動的に刃物を突き出して、けがをさせたという類型の傷害事件であると考えています。本件の結果が重いという点は否定し難いと思いますが、このような結果が生じたのは、あくまで被告人が脅す目的で包丁を突き出したところ、被害者が被告人の腕をつかんできたためです。」

裁判長「犯行に至る経緯の位置付けについて、殺意との関係は前日期日で双方から伺いましたが、量刑上の位置付けに関してどのように考えていますか。」

弁護人「犯行に至る経緯は重要な情状と考えています。被告人が、被害者の

従前の言動を背景として、被害者の犯行直前の言動に触発されて、包丁を持ち出し、被害者を脅すために包丁を突き出したという経緯には、一定の酌むべき余地がある、つまり、そのような意思決定をしたことに対する非難の程度を軽くする事情と考えています。」

検察官「そもそも前提となる行為態様や故意の内容が異なりますが、検察官の主張としては、その程度の経緯で、刃物を持ち出し、いきなり腹部を刺したということから、経緯は特に酌むべき事情にはならないと考えています。」

裁判長「その程度の経緯で、いきなり腹部を刺すという意思決定をしたのであるから、そのような意思決定に対する非難の程度は軽くないということですか。」

検察官「そうです。」

弁護士「弁護士としては、このほか、一般情状として被告人の反省や更生の環境が整っていることについても主張立証する予定です。」

(省略)

## 2 量刑に関する争点整理について

### (1) 量刑の本質及び判断プロセス

量刑に関しても争点整理を行う必要があるが、その前提として、量刑の本質やその判断プロセスを理解しておく必要がある。

量刑の本質は、被告人の犯罪行為にふさわしい刑事責任を明らかにすることにある(行為責任主義)。「被告人の法廷における態度が気に入らない。」とか「被告人を服役させることで残される家族がかわいそうである。」などといった主観的・情緒的な評価によって刑が異なることがあってはならない。このことは、刑法を始めとする刑罰法規が、構成要件ごとに行為や結果(保護法益)に応じて刑の重さを定めていることから明らかである。

したがって、量刑判断においては、被告人の犯罪行為の重さを量ることが中心となる。被告人の犯罪行為の重さを量るに当たっては、犯罪が構成要件に該



当する違法かつ有責な行為であることから、まず、犯罪行為それ自体に関する事実、すなわち犯情事実（単に「犯情」ともいう。）<sup>\*14</sup>について、

- ① 法がどれほど強く守ろうとしている法益に対して、これをどの程度毀損する行為をしたのか、また、どの程度危険性の高い侵害行為をしたのか、
- ② その行為をしたことについて、被告人をどの程度非難することができるのか、

を検討することになる。①が「犯罪の客観的な重さ」であり、②が「犯罪行為の意思決定への非難の程度」である<sup>\*15</sup>。

また、行為責任主義の背景には、刑罰は、過去に犯された犯罪に対する報い（応報）として加えられるものという考え方があるが、刑罰には、同じような犯罪を予防する目的と被告人を更生させて社会復帰を図るといった目的もあるので、これらの観点から考慮すべきその他の事情等（一般情状等）<sup>\*16</sup>も、刑量を調整する要素として二次的に考慮されることになる。

ところで、被告人の犯罪行為にふさわしい刑を決めるといっても、刑法等はその構成要件の中に種々の類型が含まれることを前提に幅広い法定刑を定めていることも多く、具体的に懲役何年が相当かなどといった刑量を定める上では、法定刑自体は尺度として使いにくい面がある。

ただ、犯罪行為については、例えば、タクシー強盗（行為態様）、保険金目的の殺人（動機）など、前記①、②の観点から見て、個々の犯罪行為を特徴付ける犯情事実に着目して、ある程度典型的に捉えることが可能であり、その類型に応じて大まかな量刑の傾向が存在する。

そこで、量刑判断の具体的なプロセスとしては（図9参照）、まず、個々の犯

<sup>14</sup> 「典型的な犯情事実としては動機・行為態様・結果が挙げられるが、これらに限られるものではなく、共犯事件における立場・役割分担なども含まれる。

<sup>15</sup> ①の「犯罪の客観的な重さ」が「違法性」に、②の「犯罪行為の意思決定への非難の程度」が「責任」に、それぞれ対応するという考えもあり得よう。また、①の「犯罪の客観的な重さ」を評価するに当たっては、行為態様の危険性が重要な考慮要素となるが、その評価については、行為者の主観面と切り離して考えることはできない面がある。例えば、計画的な殺意がある場合には法益侵害の危険性が高く、行為態様がより悪質と評価されることになろう。

<sup>16</sup> 一般情状事実（単に「一般情状」ともいう。）とは、犯罪事実それ自体に関わらない事実をいう。一般情状事実の典型的なものとしては、被告人の年齢、経歴、反省の程度や前科、周囲の監督状況など被告人の更生可能性に関わるものや、被害弁償や被害者（遺族）の被害感情など被害者側に関するもの、事件の社会的影響など一般予防に関するものが挙げられる（なお、前科、被害弁償や被害感情の位置付けについては様々な考えがあり得よう。）。

罪行為を特徴付ける犯情事実に着目して、被告人の犯罪行為をある程度類型化して捉え、その類型における大まかな量刑の傾向を把握する【プロセス1】。

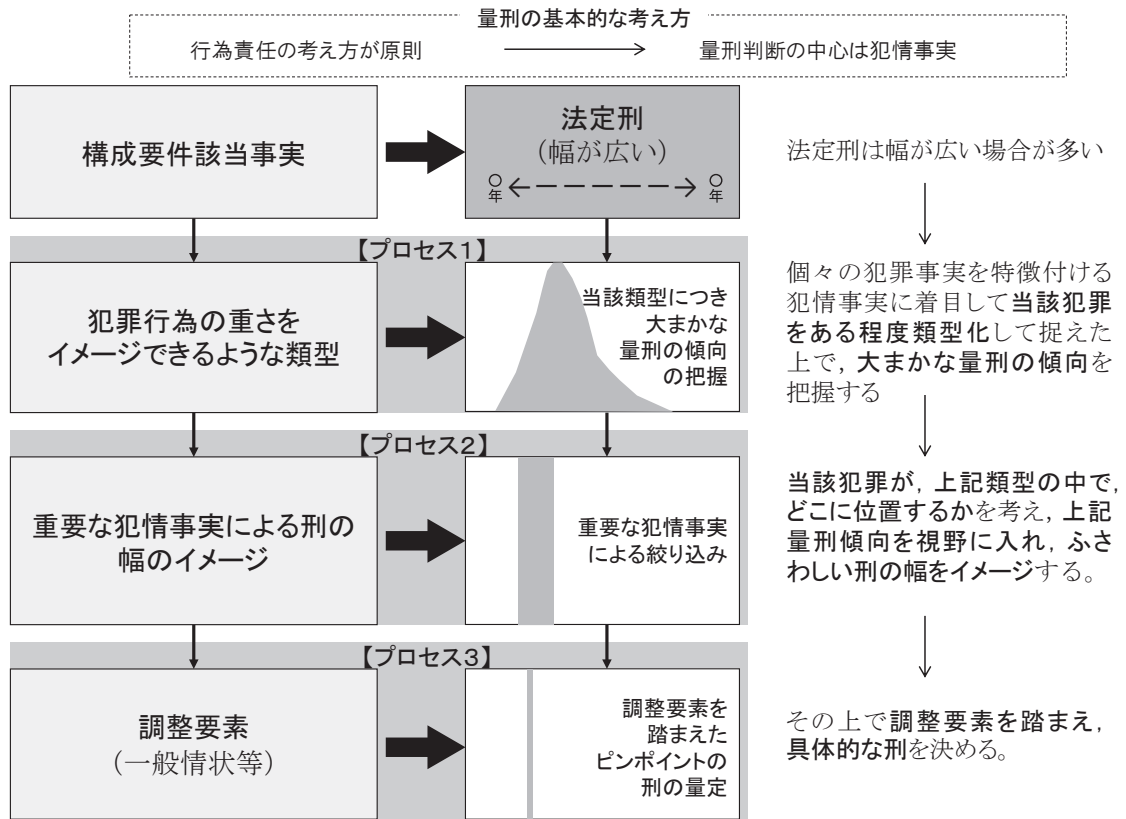
次に、その量刑の傾向を前提に、前記①、②の観点から見て重要な犯情事実を踏まえ、当該被告人の犯罪行為が、上記類型の中で、どこに位置付けられるか（重い部類か、軽い部類か等）を考える。例えば、強盗致傷罪（被害者1名）に関し、タクシー強盗という類型を考えると、タクシー乗車後に突発的に犯行を決意し（計画性の欠如）、タクシー運転手の顔面を平手で1回殴打してかすり傷程度の軽傷を負わせたという事案であれば、そのような重要な犯情を踏まえ、上記類型の中で軽い部類に位置付けることになると考えられる。それを前提に、上記量刑傾向を視野に入れ、当該犯罪にふさわしい刑の幅をイメージする【プロセス2】。

そして、被告人の犯行後の態度等の更生可能性に関わる事情といった一般情状等も考慮して、プロセス2で絞り込まれた量刑の幅のうち、当該事件がどこに位置するかを検討し、最終的にどのような刑にするかを定めることになる【プロセス3】。

これらのプロセスは次の図9のようにイメージすることができる。

公判前整理手続においては、以上のような量刑の本質及び判断プロセスを踏まえて、その事案における量刑判断のポイント・分岐点となる重要な事情について法曹三者間で認識を共有すべく争点整理が行われることになる。すなわち、検察官、弁護人がそれぞれの立場から量刑判断のポイント・分岐点となる重要な事実と考える事情を主張し、予想される量刑判断のプロセスにおけるその位置付けや、事情の存否や評価についての争いの有無を整理して認識を共有することとなる。ここで、量刑判断のポイント・分岐点となる重要な事情は、一般的にはプロセス2の重要な犯情事実に係る場合が多いだろうが、事案によっては、プロセス1から争いがある場合や、プロセス3の一般情状が量刑判断において最も重要な意味を持つ場合もある。また、量刑判断には、死刑か無期か、実刑か執行猶予かといった形で2つの選択肢の中で刑を決める場合もあれば、懲役刑の中で何年の刑にするかを定める場面のように、幅のある中で1つの刑を決める場合もあり、事案に応じて、量刑の争点整理の在り方が変わる可能性があることにも注意が必要である。

図9

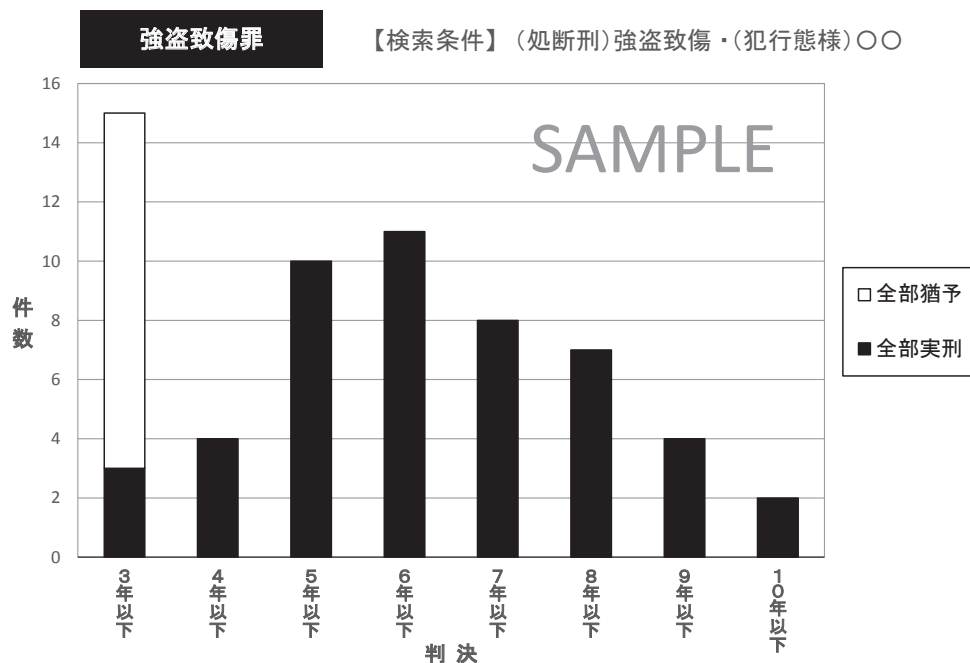


### ～裁判員量刑検索システム～

裁判員量刑検索システムは、裁判員裁判の量刑評議において、必要に応じて、主として犯情に関わる基本的な量刑因子を入力して検索することにより、裁判員に同種事例の大まかな量刑の傾向を視覚的に把握することができる資料を提供できるようにしたシステムである。

例えば、強盗致傷罪を例に説明すると、「(処断罪) 強盗致傷」, 「(犯行態様) ○○」といった検索条件を入力すると、表4のような量刑分布表が表示され、類型に応じて大まかな量刑の傾向を把握することができる(犯行態様については、例えば、「ひったくり強盗」、「タクシー強盗」といった項目を入力することができ、その類型における量刑分布を把握することができる。)。なお、執行猶予には保護観察付きの執行猶予も含まれる。

表4



このほか、凶器等の有無、傷害の程度(加療期間等)、被害額などの量刑因子を検索条件に設定することも可能である。

裁判員裁判対象事件を担当する検察官及び弁護人も裁判所の専用端末を操作して検索することができる。したがって、検察官及び弁護人が、想定する求刑や科刑意見及びその根拠を検討する際にも、このシステムを用いて同種事例の大まかな量刑の傾向を検討することになるだろう。

## (2) 本件における量刑に関する争点整理

本件では、以上のような観点を踏まえて、量刑に関する争点整理がされている。

検察官は、殺意あり（殺人未遂罪）という立場を前提に、本件を、知人である被害者とのけんかにおいて、衝動的な殺意に基づいて、被害者を刃物で突き刺し、けがを負わせたという類型の事案であると捉えている。そして、同類型の中で、本件が重い部類に位置付けられる根拠となる事情として、傷害結果の重大性を指摘することとし<sup>\*17</sup>、さらに、経緯に酌むべき事情があるとの弁護人の指摘・評価に反論している。

これに対し、弁護人は、殺意なし（傷害罪）という立場を前提に、本件を、知人である被害者とのけんかにおいて、被害者に対し、衝動的に刃物を突き出して、けがをさせたという類型の事案であると捉えた上、本件の重要な犯情事実として、経緯に酌むべき事情があると主張するほか、傷害結果の重大性は認めつつも、そうなった要因には被告人の腕をつかむという被害者の行動があることを指摘している。

なお、被害者の死という結果が生じていないことは当該類型の当然の前提となっている事情であり、また、衝動的犯行で計画性がないことは当該類型に織り込み済みの事柄であるから、本件では量刑判断のポイント・分岐点にはならないものと考えられる。弁護人も、特にこれらの点を指摘していない。

そして、量刑に関する争点整理を通じ、①殺意の有無によって、構成要件と法定刑が異なることから、この点に関する判断が当然に量刑上のポイント・分岐点になることを三者で確認した上で、②更に量刑を左右する重要な事情として、検察官は、傷害結果が重いこと、経緯に特に酌むべき事情がないことを主張し、弁護人は、傷害結果が重くなったのには被害者の動きがあったこと、経緯に酌むべき事情があることを主張するほか、一般情状も主張立証するという形で整理されている。

本件においては、重要な犯情事実に関する立証は、殺意に関する立証と概ね重なっている。一般情状については、弁護人は被告人の反省や更生の環境が整

---

<sup>17</sup> 検察官は、ここで行為態様の危険性を重要な犯情事実として殊更主張していない。検察官の主張によれば、殺意をもって刃物を突き刺すという類型を念頭に刑の幅をイメージしていくことになるのであるから、既にその類型自体が危険性のある行為ばかりから成り立っているわけである。その類型中でもなお特段に本件が危険であるという評価ができるのであれば、行為の危険性を主張することになるかもしれないが、本件ではそのようには評価しなかったのであろう。

っていることを、情状証人の尋問（弁1号証）や被告人質問によって立証するという形で整理されている。

### 3 公判期日の指定について

裁判所は、公判前整理手続において、争点及び証拠整理を進め、審理予定の見通しが概ね立ち、最終的に審判に要すると見込まれる期間（第1回公判期日から、公判審理の終結、評議を経て、判決宣告期日までの日数）が明らかになった段階で公判期日を指定することになる。

本件においては、既に述べたとおり、殺意及び量刑に関する争点整理がされている上、証拠関係についても、第1回公判前整理手続期日後、検察官が請求証拠の統合又は抄本化を行い、本件期日前の8月15日、これら（甲10から12まで）を証拠調べ請求したほか、証人尋問請求もしている（甲13,14）。そして、本件期日において、弁護人は、これらの証拠について「同意」又は「異議なし」の意見を述べており、弁護側証人も情状証人のみであることが判明していることから、公判審理で取り調べるべき証拠が概ね明らかになっている。

裁判所及び当事者は、こうした状況を踏まえ、殺意及び量刑に関する判断のポイント・分岐点に関する認識を共有化し、これを判断するために必要な証拠調べの内容・在り方についての見通しも概ね立ち、審判に要すると見込まれる期間（職務従事予定期間）が明らかになったことから、公判期日を指定している。



### ～公判期日の指定に関する運用上の工夫～

裁判所は、裁判員等選任手続の期日の6週間前までに、裁判員候補者に対する呼出状を発送するようしなければならない（裁判員規19条）。公判前整理手続の終了を待って公判期日を指定すると、その後に裁判員候補者の選定、呼出状の発送・送達が行われることになって、裁判員等選任手続の期日において裁判員等が選任されて公判が実施されるまでに少なくとも6週間程度の期間が生じ、公判実施までの期間が長期化しかねない。

このような事態を避けるため、裁判所では、次のような運用上の工夫が広く行われている。

- ① 大まかな審理予定が見通される時点で、審判に要すると見込まれる期間（職務従事予定期間）を見計らって、公判期日を仮置きする（本件では第2回打合せ）。
- ② その後の公判前整理手続の中で、証拠調べの内容・在り方についての見通しが概ね立った時点で公判期日を指定して（本件では第2回公判前整理手続期日）、裁判員候補者の選定、呼出状の発送・送達を行う。
- ③ ②と並行して、指定された公判期日までの期間を活用して、公判前整理手続を続行し、審理予定等の細部の詰めを行う。

## 4 裁判員候補者の選定と呼出しについて

本件は裁判員裁判対象事件であるから、公判前整理手続の段階で、裁判員候補者に対して、裁判員等選任手続に出頭するよう連絡しておかなければならない（この連絡を、法律上、「呼出し」という。）。

呼出しに当たっては、各地の地方裁判所に備えられた裁判員候補者名簿の中から、本件の裁判員候補者となる者を選定する必要がある。そこで、本件を担当する裁判体（受訴裁判所）は、第1回公判期日が定まったときに、本件の審理には6人の裁判員に加えて補充裁判員も必要か、必要とすると何人必要かを決めた上で、裁判員候補者として何人呼び出すかを決めなければならない（裁判員法26条1項、2項）。

この受訴裁判所の決定を受けて、地方裁判所は、裁判員候補者名簿の中から、

決められた人数分の裁判員候補者をくじで選定することになる（検察官及び弁護人はこのくじに立ち会うことができる。同条4項）。そして、受訴裁判所は、裁判員等選任手続期日を決めた上で、選定された裁判員候補者に対し、同手続に出頭するよう呼出しを行う（同法27条）。

本件では、裁判所は、公判期日の指定に併せ、補充裁判員を2人置く決定をするとともに、呼び出すべき裁判員候補者を70人と定め、裁判員等選任手続期日を指定している。他方、公判前整理手続自体は続行しており、残された細部の詰めを行うことにしている。

## 5 被害者参加について

被害者参加人は公判期日に出席できるとされているので、本件の被害者に被害者参加をする意向があれば、公判期日の指定に当たってはその都合も踏まえる必要があるが、検察官は、第2回公判前整理手続期日において、被害者にその意向がない旨述べている（被害者参加等の制度の説明は後記第3章の第4、71頁以下）。検察官は、被害者と密に連絡を取り合い、適宜その意向を確認するなどして、公判前整理手続の円滑な進行、早期の公判実施に向けて協力する必要がある。

ここまでなされたやり取りを大まかにまとめると表5のとおりである。

第1章 公判前整理手続  
 第6 第2回公判前整理手続期日（8月18日）  
 5 被害者参加について

表5

検察官	裁判所	弁護士
	H29.6.30 公判前整理手続に付する決定	
事前の連絡		事前の連絡
H29.7.7 第1回打合せ 双方の準備状況の確認 等		
任意の証拠開示		開示された証拠の検討
H29.7.14 証明予定事実記載書 証拠調べ請求		証明予定事実記載書, 検察官請求証拠の検討
		H29.7.14 証拠一覧表交付請求
H29.7.18 証拠一覧表交付		一覧表の検討
H29.7.21 第2回打合せ 証明予定事実の確認(争点整理), 類型証拠関連の確認, 審理のたまかなイメージ検討 等		
		H29.7.21 類型証拠開示請求
予定主張記載書面(1)の検討		H29.7.24 予定主張記載書面(1)
H29.7.28 類型証拠開示		開示された証拠の検討
		H29.7.28 主張関連証拠開示請求
H29.8.1 主張関連証拠開示		開示された証拠の検討
予定主張記載書面(2)の検討 弁護人の証拠意見を踏まえた 証拠関係の対応検討		H29.8.3 予定主張記載書面(2) 証拠意見
H29.8.8 第1回公判前整理手続期日 予定主張及び争点の確認, 証人予定者の確認, 書証の在り方の確認 等		
H29.8.15 証拠調べ請求		H29.8.15 証拠調べ請求
H29.8.18 第2回公判前整理手続 量刑に関する争点整理, 公判期日の指定, 裁判員等選任手続に関する決定 等		

## 第7 第3回公判前整理手続期日（9月4日）

### 1 本件期日における三者間のやり取り

9月4日、第3回公判前整理手続期日が開かれ、裁判所及び当事者は、公判審理に向け、争点及び証拠の整理につき最終的な詰めを行うなどした上で、審理予定を確定させ、公判前整理手続を終了させている（別冊14頁以下参照）。

### 2 証拠決定等について

裁判所は、当事者から証拠調べ請求がなされ、それに対する証拠意見を確認したら、証拠調べをする決定又は証拠調べ請求を却下する決定を行う（規190条）<sup>\*18</sup>。公判前整理手続の時点では証拠の採否を決することができない証拠については公判で採否を決することとし、採否を留保したまま公判前整理手続を終了する場合もある。証拠調べをする決定をした証拠については、その取調べの順序及び方法を定める。

取調べの順序を決めるには、公判廷で心証を形成しやすいようにするという観点が重視される。人証調べの前にその話をよく理解するための前提として必要な書証を取り調べるとか、検察側の立証と弁護側の立証段階を分ける、罪体の立証とそれ以外の情状の立証段階を分ける、といった考え方の組合せになるう。

本件では、本件期日までに、検察官及び弁護人の証拠調べ請求及び証拠意見が出そろい、取り調べるべき証拠について概ね合意が形成できている。裁判所は、本件期日において、証拠調べを要する証拠（甲1, 4, 甲10から14まで、乙3, 弁1）について正式に採用決定をするとともに、検察官及び弁護人と協議して、被告人質問も含めたその取調べ順序を決し、それぞれに要する時間を確認するなどして、最終的な審理予定を策定している（別冊18頁参照）。

策定された審理予定をみると、第1回公判期日では、主に殺意の関係の証拠調べが、第2回公判期日では、主に情状関係（一般情状）の証拠調べがそれぞ

---

<sup>18</sup> 証拠整理についても当事者追行主義が妥当するが、当事者が請求し、相手方当事者が同意ないしは異議なしとした証拠であっても、裁判所は、必要性・関連性が乏しいと判断した証拠については却下できる。また、事案を判断する上で重要な供述者については、検察官の請求する供述調書に弁護人が同意しても、裁判所が適切と考えれば原供述者を証人として取り調べることができるという考え方が強い。当事者追行主義は、主張や証拠の提出のイニシアティブを当事者に与えたものであって、証拠方法の選択についてまで当事者の決定に委ねたものとは解されないからである。

れ予定され、評議を経て、第3回公判期日に判決宣告がされる予定となっている。

なお、検察官は、証拠の整理に関し、統合又は抄本化した証拠が取り調べられることにより証拠調べの必要がなくなった実況見分調書（甲3，甲5から7まで）及び診断書（甲9）を撤回している。また、検察官は、被告人の供述調書（乙1，2）について、弁護人が同意している以上、被告人の言い分は被疑者段階と変わらないと考えられ、同供述調書の請求を維持する必要はないことから撤回したと考えられる。

### 3 争点及び証拠の整理の結果の確認について

争点及び証拠の整理を遂げて、審理予定を策定した場合には、公判前整理手続を終了することになるが、裁判所は、その終了に当たり、検察官及び被告人又は弁護人との間で、事件の争点及び証拠の整理の結果を確認することとされている（法316条の24）。

本件においては、殺意について、「本件の主な争点は、被告人が殺意を有していたか否か、すなわち、被告人が、包丁を被害者の身体に突き出した際、その行為が被害者の生命を奪う危険性が高いことを分かっていたか否かである。」とした上で、判断のポイント・分岐点となる行為態様を中心に、殺意に関する検察官及び弁護人の主張の概要を摘示して、争点整理の結果を確認している<sup>\*19</sup>。また、量刑についても、双方の主張の概要を摘示して、争点整理の結果を確認している（別冊14頁以下参照）。

これらの争点に関するやり取りは、実質的には第1回及び第2回公判前整理手続期日で行われているが、再確認や若干の修正が行われることもあるので、実務上は、公判前整理手続の終結時やそれに近い時点で、争点整理の結果の確認がなされることが多い。

また、証拠の整理の結果については、公判前整理手続調書上は証拠等関係カードが引用される形で記載されているが、実際には、公判審理で取り調べられる証拠やその順序、審理予定の概要などが口頭で確認されることが多い。

検察官及び被告人又は弁護人は、やむを得ない事由によって公判前整理手続において請求することができなかったものを除き、公判前整理手続が終わった後は、新たな証拠調べ請求をすることができない（法316条の32第1項）。も

<sup>19</sup> このように整理する前提として、公判前整理手続において、「人が死ぬ危険性が高い行為をそのような行為であると分かっていたかどうか」によって殺意の有無を判断するという枠組みについても、三者間で合意されている（第1回公判前整理手続のやり取り参照）。

つとも、裁判所が、必要と認めるときには、職権で証拠調べをすることができる（同条第2項）。

#### 4 その他

その他、最終段階における公判前整理手続においては、裁判所が裁判員等選任手続期日当日、同手続の開始前に、出頭した裁判員候補者に対して交付して記入を求める当日質問票や裁判員候補者に説明する事件の概要の内容を確定しておくことが望ましい。

また、裁判所は、裁判員裁判においては、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、公判審理における証人尋問や被告人質問等を、映像及び音声を同時に記録することができる記録媒体に記録することができる（裁判員法65条1項）ので、公判前整理手続においてこの意見を聴取する。

ここまでなされたやり取りを大まかにまとめると表6のとおりである。



表6

検察官	裁判所	弁護士
	H29.6.30 公判前整理手続に付する決定	
事前の連絡	←	事前の連絡
H29.7.7 第1回打合せ 双方の準備状況の確認 等		
任意の証拠開示	→	開示された証拠の検討
H29.7.14 証明予定事実記載書 証拠調べ請求	→	証明予定事実記載書, 検察官請求証拠の検討
		H29.7.14 証拠一覧表交付請求
H29.7.18 証拠一覧表交付	←	一覧表の検討
H29.7.21 第2回打合せ 証明予定事実の確認(争点整理), 類型証拠関連の確認, 審理のたまかなイメージ検討 等		
		H29.7.21 類型証拠開示請求
予定主張記載書面(1)の検討	←	H29.7.24 予定主張記載書面(1)
H29.7.28 類型証拠開示	→	開示された証拠の検討
		H29.7.28 主張関連証拠開示請求
H29.8.1 主張関連証拠開示	→	開示された証拠の検討
予定主張記載書面(2)の検討 弁護人の証拠意見を踏まえた 証拠関係の対応検討	←	H29.8.3 予定主張記載書面(2) 証拠意見
H29.8.8 第1回公判前整理手続期日 予定主張及び争点の確認, 証人予定者の確認, 書証の在り方の確認 等		
H29.8.15 証拠調べ請求		H29.8.15 証拠調べ請求
H29.8.18 第2回公判前整理手続 量刑に関する争点整理, 公判期日の指定, 裁判員等選任手続に関する決定 等		
H29.9.4 第3回公判前整理手続 証拠決定, 争点及び証拠の整理の結果の確認 等		

## 第8 被告人の身柄関係

### 1 勾留について

逮捕・勾留されている被疑者が、当該勾留事実と同一性の認められる公訴事実について公訴の提起がされた場合には、被疑者の勾留は当然に被告人の勾留に移行し（法208条1項、60条2項参照）、勾留期間は2か月となる（法60条2項）。その後も、特に継続の必要がある場合には、1か月ごとに勾留期間を更新することができる。

一方で、勾留事実と同一性を欠く公訴事実で公訴提起がなされた場合、当該被疑者の勾留は被告人の勾留に移行せず（事件単位の原則）、被告人の身体拘束の根拠は失われる。そこで、検察官は、被告人を当該公訴事実で勾留すべきと考える場合、起訴状に「勾留中求令状」などと表示して、裁判所に対し、被告人の勾留に関する職権発動を促すことがある（いわゆる求令起訴）<sup>\*20</sup>。

被告人の勾留は、被告人の逃亡を防止して公判期日への出頭を確保する（法286条参照）とともに、証拠隠滅を防止するという審判上の目的のために認められる強制処分であるが、被告人の勾留がいたずらに長期化することは問題である。

加えて、刑事裁判の審理は、公判中心主義、直接主義に適うことが求められ、かつ、裁判員裁判を中心に連日的開廷が行われている（法281条の6参照）。このような公判審理を実現するためには、手続進行に当たって被告人と弁護人とが十分な意思疎通を図ることが必要であり、当事者及び裁判官は、このような問題意識、視点を常に持って手続に臨むことになる（具体的には、後記の裁量保釈について検討する際、身体の拘束の継続により被告人が受ける防御の準備上の不利益の程度として考慮する。）。

受訴裁判所は、第1回公判期日前の勾留に関する処分を行わないものの、被告人の身柄拘束の有無やその所在により、被告人と弁護人との意思疎通のしやすさが左右されるため、公判前整理手続を円滑に進行させるという観点から、予断排除に抵触することがないように配慮しつつ、その動向につき注意を払っておく必要があろう。

本件被告人は、別冊の記録において明らかではないが、現行犯人逮捕され、

---

<sup>20</sup> 勾留に関する処分（勾留自体のほか、勾留期間の更新、接見等禁止、保釈等）は、第1回公判期日前は、予断排除の観点から、受訴裁判所を構成する裁判官以外の裁判官が行う（法280条1項、規187条1項）。

本件公訴事実と同一性の認められる殺人未遂及び銃砲刀剣類所持等取締法違反の被疑事実により勾留され（別冊71頁以下参照）、その後の6月30日に公訴提起がされている。

## 2 保釈について

### (1) 保釈の概要

弁護人は、前記1の観点を踏まえ、保釈請求をするか否かを検討する。

弁護人としては、まず権利保釈の主張の可否、すなわち、法89条各号所定の権利保釈除外事由の有無を検討し、さらに、裁量保釈の主張について法90条に記載された考慮要素等を踏まえて検討することとなる。

### (2) 罪証隠滅のおそれについて

保釈請求がされる多くの事案で、罪証隠滅のおそれが問題となる。罪証隠滅のおそれがあることは、権利保釈除外事由（法89条4号）であるとともに、その程度が裁量保釈の考慮要素（法90条）にもなっていることから、重要な意義を有する。

罪証隠滅のおそれの有無について、裁判官及び当事者はいずれも、想定される罪証隠滅の対象、態様、余地（客観的可能性及び実効性）に加え、その主観的可能性を基に検討を行うが、その際、公判前整理手続が進行するに従って罪証隠滅の対象、態様が絞られ、罪証隠滅の余地や主観的可能性の判断がより具体的・実質的なものとなり、その結果、多くの場合、罪証隠滅のおそれが減少することに留意する必要がある。

より具体的にいえば、通常、人が罪証隠滅を企図するのは争いのある事項についてであり、公判前整理手続が進行して争点が整理され、争点から除外された事項については、基本的に罪証隠滅の対象として考慮する必要性が低くなるといえる。また、検察官の立証構造が明らかになれば、その立証構造を前提に罪証隠滅のおそれを判断すればよいことになり、また、被告人側の予定主張が明らかになれば、とりあえずはその主張に沿う態様の罪証隠滅のおそれを想定すればよく、その主張に沿わない態様の罪証隠滅の可能性はひとまず考慮しなくてよいといえる。加えて、公判前整理手続が終結すると、やむを得ない事由のない限り、新たな証拠調べ請求は許されない（法316条の32第1項）。したがって、仮に、新たに虚偽の証拠を作出したとしても、それが証拠として採用される余地は相当に狭まっているのであるから、罪証隠滅のおそれは低下するといえる。

### (3) 本件の場合

本件では、予定主張記載書面(2)が提出された当日の8月3日に、弁護人から保釈請求がなされ、裁判官は、検察官の意見を聴き(法92条1項)、検察官請求証拠等の一件記録を検討するなどして(規187条4項)、翌4日に被告人の保釈を許可している(別冊75頁以下参照)。

弁護人が予定主張記載書面(2)を提出した後のタイミングで保釈請求をしたのは、以下のような考慮があったと考えられる。すなわち、被告人は起訴状記載の公訴事実について勾留されているところ、殺人未遂罪は法89条1号所定の罪に該当する。そのため、弁護人は、保釈請求に当たり、当初より裁量保釈を主眼とした主張をする必要があり、その際、罪証隠滅のおそれがない、あるいは、その程度が高くないことを主張する必要がある。

弁護人としても、被告人と被害者は元の職場の同僚であり、本件が知人間での事案であること(事案の性質・内容)、殺意が争われる中、その存否を直接決定づける客観的証拠はなく、供述証拠に依拠して公訴事実の立証がなされること(証拠構造)、被告人が犯行状況に関して被害者ら関係者と食い違う供述をして、殺意を否認していること(被告人の供述態度・応訴態度)は否定し難いところである。

しかし、本件では公判前整理手続が進行しており、検察官の立証構造の全容が明らかにされ、被告人側の予定主張及び証拠意見も明示され、その結果、裁判所及び当事者との間で、争点に関する判断のポイント及び公判で行うべき証拠調べ等のイメージが相当程度共有されるに至っている。こうした公判前整理手続の進行状況に鑑みれば、罪証隠滅のおそれがない、あるいは、あることは否定できないにしても、その程度は相当低減している。本件は裁判員裁判対象事件であり、連日的開廷が予定され、検察官請求証人である被害者や目撃者、医師らへの反対尋問が不可避であり、その準備等のために被告人との間で十分な意思疎通を行う必要がある。そこで、弁護人としては、法90条に挙げられた事情のうち、身体の拘束の継続により被告人が受ける防御の準備上の不利益の程度が高く、被告人の身体拘束を解く必要性は高いとして、裁量により保釈が許可されるべきと考えるであろう。

そこで、弁護人は、予定主張記載書面(2)を提出した上で、被告人の友人作成の身柄引受書も添付して、保釈請求をしたと考えられる。

## 第2章 裁判員等選任手続

### 第1 概要

裁判員等選任手続においては、裁判員候補者の中から、裁判員になることができない者や辞退が認められる者等が除外され、残った者の中からくじで裁判員・補充裁判員<sup>\*21</sup>が選任される。この手続には、裁判官及び裁判所書記官が列席し、検察官及び弁護人が出席する（裁判員法 32 条）。手続は非公開で行われる（同法 33 条）。

裁判員になることができない者としては、①選任される資格がない者（同法 13 条）、②欠格事由に該当する者（同法 14 条）、③就職禁止事由に該当する者（同法 15 条）、④事件に関連して不適格とされる者（同法 17 条）、⑤その他不公平な裁判をするおそれがある者（同法 18 条）が挙げられる。

また、辞退が認められるのは、70 歳以上の者、重い病気等により裁判所に出頭することが困難である者、親族等の介護又は養育を行う必要がある者、従事する事業の重要な用務を自ら処理しないと著しい損害が生じるおそれがある者、社会生活上の重要な用務で他の期日に変更できないものがある者等である（同法 16 条、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第 16 条第 8 号に規定するやむを得ない事由を定める政令）。

裁判員等選任手続は、大まかにいって、裁判員候補者が以上の者に該当しないかを確認するための質問手続、該当する場合等にくじの母体から除外するための不選任決定、理由を示さない不選任請求があった者についての不選任決定（同法 36 条）、残った者からくじで裁判員・補充裁判員を選ぶ選任決定、選任された後の手続に分けられる。以下では、それぞれについてその概略を紹介する。

### 第2 質問手続

裁判長は、裁判員等選任手続期日に出頭した裁判員候補者のうち、質問をする必要があるすべての裁判員候補者に対し（裁判員規 35 条 1 項 1 号本文）、選任資格（裁判員法 13 条）、欠格事由（同法 14 条）、就職禁止事由（同法 15 条）、事件に関連する不適格事由（同法 17 条）、辞退事由（同法 16 条）、不公平な裁

---

<sup>21</sup> 裁判員裁判対象事件について第 1 回の公判期日が決まったときは、裁判所は、必要な員数の補充裁判員を置く決定又は補充裁判員を置かない決定をしなければならない（裁判員法 26 条 1 項）



判をするおそれ（同法18条）の有無の判断に必要な質問をする（同法34条1項）。また、検察官又は弁護人は、裁判長に対し、上記判断をするために必要と考える質問を裁判員候補者に対してすることを求めることができ、裁判長は、それが相当と認めるときは、裁判員候補者に対して、求められた質問をする（同条2項）。

なお、前記の不公平な裁判をするおそれには、①当事者と特別の関係にある、②訴訟手続外で既に事件につき一定の判断を形成している、③法律に従った判断をすることが困難である場合が該当すると考えられる。不公平な裁判をするおそれに関する質問について検討するに当たっては、①候補者の判別に意味があるか、②裁判員法の質問の趣旨、③候補者のプライバシー保護等を考慮する必要がある。当事者が自己に有利な候補者を選別するための質問は認められない。

質問手続は、全裁判員候補者又は複数の裁判員候補者に対し、共通の事項について同時に質問をし（集団質問）、その上で更に質問をする必要がある裁判員候補者について個別に質問をする（個別質問）方式が採られることが多い。

## 第3 不選任決定

### 1 理由あり不選任決定

裁判所は、質問手続を行った後、裁判員候補者が、裁判員等選任手続期日から裁判員の職務が終了すると見込まれるまでの期間（職務従事予定期間）において、選任資格がないと認めたとき、欠格事由、就職禁止事由又は事件に関連する不適格事由に該当すると認めたとき、不公平な裁判をするおそれがあると認めたときは、当該裁判員候補者について不選任の決定をする（裁判員法34条4項）。

### 2 辞退申立てに対する判断

裁判所は、辞退の申立てがあった裁判員候補者について、職務従事予定期間において辞退事由があると認めたときは、当該裁判員候補者について不選任の決定をする（同条7項）。

### 3 理由を示さない不選任決定

その後、検察官及び被告人は、これらの不選任の決定がされなかった裁判員候補者について、それぞれ、選任すべき補充裁判員の員数に応じた所定の員数について理由を示さない不選任の請求をすることができる（同法36条1項、2



項)。裁判所は、同請求に係る裁判員候補者について不選任の決定をする（同条3項）。

## 第4 選任決定

裁判所は、不選任の決定がされなかった裁判員候補者から、くじで、裁判員を選任する決定をし（裁判員法37条1項、裁判員規35条1項4号本文）、さらに、その余の裁判員候補者から、くじで補充裁判員を選任する決定をする。その際には、補充裁判員が裁判員に選任される場合の順序も定めておく（同法37条2項、同規35条1項5号本文）。そして、裁判員又は補充裁判員に選任された者以外の裁判員候補者については、不選任の決定をする（同法37条3項）。

## 第5 裁判員法39条の説明・宣誓手続

裁判員及び補充裁判員は、以上のプロセスを経て選任される。裁判長は、選任された裁判員及び補充裁判員に対し、その権限及び義務のほか、事実の認定は証拠によること、被告事件について犯罪の証明をすべき者及び事実の認定に必要な証明の程度について説明をし（裁判員法39条1項、裁判員規36条）<sup>22</sup>、その後、裁判員及び補充裁判員は、法令に従い公平誠実にその職務を行うという宣誓をする（同法39条2項、同規37条）。

以上で裁判員等選任手続は終了し、裁判員及び補充裁判員は、公判審理に臨むことになる。

---

<sup>22</sup> この説明例を一部紹介すると、例えば、「まず、皆さんに裁判に参加していただくに当たって、予め知っておいていただきたい裁判のルールを御説明いたします。裁判は、被告人が起訴状に書かれている犯罪を本当に行ったかどうかを判断するために行われます。その判断を行うために、検察官と弁護人から証拠が提出されますが、被告人が有罪であることは、検察官が証拠に基づいて明らかにすべきこと、つまり証明すべきことになっています。ですから、検察官が有罪であることを証明できない場合には、無罪の判断を行うこととなります。被告人が有罪か無罪かは、法廷に提出された証拠だけに基づいて判断しなければなりません。新聞やテレビなどで見たり聞いたりしたことは、証拠ではありません。（中略）法廷での手続が終わると、裁判員の皆さんと裁判官は、被告人が本当に起訴状に書いてある罪を犯したのかどうかを判断します。（中略）裁判では、不確かなことで人を処罰することは許されませんから、証拠を検討した結果、常識に従って判断し、被告人が起訴状に書かれている罪を犯したことは間違いないと考えられる場合に、有罪とすることとなります。逆に、常識に従って判断し、有罪とすることについて疑問があるときは、無罪としなければなりません。（以下略）」といった説明をすることが考えられる。最高裁判所刑事規則制定諮問委員会（平成19年5月23日開催）配布資料「39条の説明例」（裁判所ウェブサイト）参照。

## 第3章 公判手続

図 10

### 公判前整理手続に付された事件の公判手続

	検察官	裁判所	弁護人
冒頭手続	②起訴状朗読 法291 I	①人定質問 規196 ③黙秘権等の告知 法291IV 規197	④被告事件についての陳述 (被告人・弁護人) 法291IV
証拠調べ手続	⑤冒頭陳述 法296	⑦公判前整理手続の結果 顕出 法316の31	⑥冒頭陳述 法316の30
	⑧公判前整理手続で採用された証拠の取調べ ○ 証人 → 尋問 法304 ○ 証拠書類 → 朗読又は要旨の告知 法305, 規203の2 ○ 証拠物 → 展示 法306 ○ 被告人質問 法311 ※ 公判前整理手続に付された事件では、当事者が新たに証拠調べ請求をすることはできない(法316の32)。 (公判前整理手続後に示談が成立するなど、やむを得ない事由がある場合を除く。)		
最終陳述 弁論・論告	⑨論告 法293 I		⑩弁論 法293 II ⑪被告人の最終陳述 法293 II
判決		⑫判決宣告 法342, 規35 II	

- ※ 公判前整理手続に付されない事件では、次の点が異なる。
- ・⑥(弁護人の冒頭陳述)は必要的ではない(規198)。
  - ・⑦(公判前整理手続の結果顕出)はない。
  - ・⑧(証拠の取調べ)は、当事者の証拠調べ請求・相手方の意見・証拠の採否決定を経た上で行われる。

第一審の公判手続は、冒頭手続から始まり、証拠調べ手続を経て、最後に検察官の論告・求刑、弁護人の弁論、被告人の最終陳述によって終了し、その後裁判所による判決の宣告手続がなされる。条文に即した手続の主な内容は図10のとおりである。

## 第1 冒頭手続

### 1 被告人に対する人定質問（規 196 条）

公判手続は、裁判長が、被告人として出頭している者に対し、起訴状に表示された被告人と同一人であることを確かめるに足りる事項を問うことから始まる（規 196 条）。これを人定質問と呼んでいる。

人定質問の方式は特に定まったものはないが、実務では、起訴状に記載された被告人の氏名、年齢（生年月日）、職業、住居及び本籍（又は国籍）を逐次質問して確認しているのが通常である。

本件においても、第1回公判期日の人定質問において、被告人の氏名等が確認され、起訴状記載の住居及び職業が変更されていることが確認されている（別冊 19 頁参照）。

### 2 起訴状の朗読（法 291 条 1 項）

人定質問後、検察官は、審理の対象を明らかにするため、起訴状を朗読する。起訴状朗読の目的に照らし、朗読すべき事項は、公訴事実、罪名、罰条で足り、その他の事項について朗読する必要はない<sup>\*23</sup>。

この起訴状朗読から検察官及び弁護人の冒頭陳述、公判前整理手続の結果の頭出までの段階は、裁判員にとって、検察官や弁護人が想定している事案の概要や、当該事件における争点の内容及び争点に関する当事者の具体的な主張を初めて理解する段階である。

### 3 黙秘権及び訴訟法上の権利の告知（法291条 4 項， 規197条）

起訴状の朗読後、裁判長は、被告人に対し、終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨を告げるほか、個々の質問に対し陳述することもできる旨及び陳述すれば被告人にとって不利益な証拠ともなり、また利益な証拠ともなるべき旨を告げる（規 197 条 1 項）<sup>\*24</sup>。

<sup>23</sup> 公開の法廷での被害者特定事項又は証人等特定事項の秘匿決定がなされた場合には、起訴状の朗読は、被害者又は証人等の氏名について同事項に係る名称に代わって定められた呼称（例えば「A」）を用いるなどして、同事項を明らかにしない方法で行われ、その場合、検察官は、被告人に起訴状を示さなければならない（法 291 条 2 項， 3 項， 290 条の 2 第 1 項， 3 項， 290 条の 3 第 1 項， 規 196 条の 4， 196 条の 7）。

<sup>24</sup> さらに、必要と認めるときは、被告人に対し被告人が充分理解していないと思料される被告人の防御のための権利（例えば、憲法 37 条 2 項後段の証人喚問請求権， 法 309 条の異議申立権等）を説明する（規 197 条 2 項）。

これらの告知の方法については、被告人に分かりやすい方法で行われる必要があり、実務では、裁判長がそれぞれの経験を踏まえ、工夫しながら行っている。

#### 4 被告人及び弁護人の被告事件に対する陳述（法 291 条 4 項）

黙秘権等の告知後、裁判長は、被告人及び弁護人に対し、被告事件について陳述する機会を与える。ここで被告人等が陳述をすれば、当該事件の審判対象に関する被告人側の概括的な主張が明らかになり、実質的な公判審理が開始されたことになる<sup>\*25</sup>。

本件で、被告人は、起訴状の殺人未遂の公訴事実について、「起訴状には殺意をもってとありますが、殺意はありませんでした。被害者に大けがをさせるつもりも毛頭ありませんでした。」と述べ、殺意を否認する陳述をしている。さらに、弁護人も、被告人と同様に、「被告人に殺意はありませんでした。本件は、殺人未遂事件ではなく、傷害事件です。」と主張し（第1回公判期日）、殺意の有無が争点となることが概括的に明らかとなっている。

## 第2 証拠調べ手続

### 1 冒頭陳述（法 296 条, 316 条の30, 規198 条）

冒頭手続が終わると、証拠調べのはじめに、検察官は、証拠により証明すべき事実を明らかにする（法 292 条, 296 条）。また、被告人又は弁護人も、公判前整理手続に付された事件について、証拠により証明すべき事実その他事実上及び法律上の主張があるときは、検察官の冒頭陳述に引き続き、これを明らかにする（法 316 条の 30）<sup>\*26</sup>。これらはいずれも冒頭陳述と呼ばれる。

裁判員裁判において、当事者が冒頭陳述をする際には、公判前整理手続における争点及び証拠の整理の結果に基づき、証拠との関係を具体的に明示しなければならない（裁判員法 55 条）。冒頭陳述は、①争点が的確に把握できるように、事件のあらましと立証方針を分かりやすく示し、②これから始まる証拠調べのロードマップを示すものである。また、冒頭陳述は、公判前整理手続にお

<sup>25</sup> 冒頭手続が終了した後は、第1回公判期日を終えたものとして、勾留に関する処分（法 280 条1項）等は、受訴裁判所により取り扱われる。したがって、冒頭手続終了後に保釈を請求する場合には、保釈請求書を受訴裁判所に提出することになる。

<sup>26</sup> 公判前整理手続に付されていない事件においても、被告人又は弁護人は、裁判所の許可により、冒頭陳述を行うことができる（規 198 条）。

ける争点及び証拠の整理の到達点であり、その後の審理の骨格をなすものであるから、簡潔で明快なものでなければならない。冒頭陳述は、そこで心証をとるようなものであってはならないから、証拠の具体的な内容は原則として引用すべきではないし、論告や弁論と違って証拠調べを終えていないのであるから、証拠の評価を議論してはならない。

では、本件において、検察官の冒頭陳述が実際にどのように行われるか見てみよう（検察官から提出されたメモは別冊 21 頁参照）。なお、括弧書きの部分は、その内容の解説である。

**【検察官が証拠により証明すべき事実について述べる部分】**

まず、検察官が起訴している事実のあらましをお話しします。

被告人西村伸也は、勤務先の同僚であった被害者木田信二さんとの間で、かねてからいさかいがありました。事件当日、被告人は、酒を飲んで、木田さんと電話で口論になり、包丁を持って水戸駅前にいた木田さんに会いに行きました。その場で、被告人は、木田さんからばかにされ、かつとなり、とっさに殺意を生じました。そして、被告人は、木田さんの腹を包丁で突き刺し、大けがを負わせました。なお、この犯行の際に、正当な理由なく包丁を携帯していた点も、殺人未遂罪と合わせて起訴しています。

**【証拠との関係を具体的に明示する前提として、本件の争点を明確にするとともに、「殺意」の意味を説明する部分】**

私は、先ほど、被告人に殺意が生じた、と言いました。しかし、被告人は、殺意を争っています。

ここでいう「殺意」は、皆さんが普段お聞きになる言葉とは少し違っているかもしれません。本件のように、突発的に危険な行為に及んで人に大けがを負わせた事案では、「人が死ぬ危険性が高い行為を、そのような行為であると分かって行った」場合には、殺意があったと判断され、傷害罪ではなく殺人未遂罪として処罰されます。検察官は、これからの証拠調べによって、被告人は、「人が死ぬ危険性が高い行為を、そのような行為であると分かって行った」ということを明らかにしていきます。



**【証拠との関係を具体的に明示する部分】**

ここで、証拠調べにおいて、皆さんによく見ていただきたい3つのポイントを申し上げます。

第1に、被告人が使った包丁の危険性です。この後に使われた包丁をお示ししますので、よく見ていただきたいと思います。

第2に、被告人が、木田さんに対して、腹部をめがけて包丁を突き出したかです。木田さんが刺されたとき、木田さんから見てどの位置にどのような体勢で被告人がいたのかについて、よく木田さんの話を聞いていただきたいと思います。

第3は、被告人が木田さんに負わせた傷です。木田さんの傷についての捜査報告書を見て、木田さんの緊急手術を行った藤本医師の証言を聞いていただきます。傷の場所や深さに着目してください。脅すためというだけで被害者がこのような傷を負うのかよく考えていただきたいと思います。

**【被告人の量刑を基礎付ける事情について、検察官が証拠により証明すべき事実について述べる部分】**

また、皆さんには、被告人に殺意があったか否かに加え、判断した罪を前提に、被告人にどの程度の刑罰を与えるべきかについても決めていただきます。検察官としては、刑を決めるに当たり、傷害の結果が重要なポイントであると考えています。なお、先ほど申し上げた経緯に関し、被告人に酌むべき事情があるのかについても見ていただきたいと思います。

証明すべき事実は、前述したような冒頭陳述の機能、すなわち、争点と立証方針が的確に把握できるように事件のあらましを示すという観点から、真に必要な事実を簡潔に示すことになる。本件では、争点整理の結果、犯行に至る経緯について、争点である殺意の有無を判断する上で重要となる「包丁が刺さった状況」を立証する証言の信用性の評価において、検察官と弁護人の見立てが異なると整理されたことから、冒頭陳述において、経緯のうち本件の特色といえるような事実関係、具体的には、被告人と被害者が職場の同僚で、いさかいがある仲であったこと、被告人が被害者からの電話でかっとなり包丁を持って被害者に会いに行ったことについても指摘したものと考えられる。

また、一般的には、量刑を基礎付ける事情として、特に重要な犯情及び一般情状を指摘することとなる。本件では、公判前整理手続における量刑に関する



争点整理において、第1章の第6の2(2)のとおり(40頁以下)、検察官は、重要な犯情として、行為態様の危険性は主張せず、傷害結果の重大性を主張するほか、経緯に酌むべき事情があるとの弁護人の主張に反論するとの方針を明らかにしており、この方針に従って、傷害結果の点が量刑判断の上でポイントとなる旨指摘するなどして、証拠調べにおける着眼点を明らかにしている。また、それ以外の一般情状については特に重要な点がないことから触れていないものと考えられる。

次に、本件において、弁護人の冒頭陳述が実際にどのように行われるか見てみよう(弁護人から提出されたメモは別冊22頁参照)。

**【殺意に関し、弁護人が証拠により証明すべき事実その他の事実上及び法律上の主張について述べる部分】**

皆さん、西村伸也さんには、殺意はありませんでした。

西村さんは、かつて木田信二さんに鉄パイプで殴られたことがありました。その木田さんに侮辱され、西村さんは、木田さんを脅そうと包丁を持って水戸駅前に向かいました。そこで西村さんは更に木田さんに侮辱され、木田さんを脅すために、体と腕の間を狙って包丁を突き出したのです。すると、木田さんが西村さんの腕をつかんできたので、包丁が木田さんのおなかに刺さってしまい、結果として木田さんは大けがを負いました。これがこの事件のあらましです。

**【殺意に関し、証拠との関係を具体的に明示する部分】**

証拠調べにおいては、西村さんが木田さんに近寄ってから、西村さんがどのように包丁を突き出し、その包丁がどのように木田さんのおなかに刺さったのかについて、西村さんの話に耳を傾けてください。そして木田さんの話もよく聞いてほしいと思います。

また、西村さんと木田さんの間には、これまでどういうことがあったか、西村さんの話をよく聞いていただきたいと思います。西村さんが、木田さんを脅そうとして包丁を突き出した理由がよくお分かりいただけたと思います。

**【被告人の量刑を基礎付ける事情について、弁護人が証拠により証明すべき事実その他の事実上及び法律上の主張について述べるとともに、証拠との関係を具体的に明示する部分】**

また、西村さんの刑罰を決めるに当たっては、今述べた点に加え、西村さんの現在の気持ちや、西村さんの更生環境について、西村さんの知人である成瀬竜也さんや西村さん自身の話をよくお聞きください。

弁護人は、検察官と同様、事件のあらましとして、犯行に至る経緯のうち重要な事実を指摘している。本件では、検察官の指摘に加え、被害者から鉄パイプで殴られたことがあった点も、本件の特色といえる事実と考えて指摘したものと考えられる。

また、一般的には、弁護人も、検察官と同様、特に重要な犯情及び一般情状を指摘することとなるが、本件では、犯情事実については、殺意に関して述べた一連の事実関係の指摘に尽きると考え、重要な一般情状についてその項目のみを示すこととし、証拠との関係を示しながら指摘したものと考えられる。

## 2 公判前整理手続の結果の顕出（法316条の31）

公判前整理手続に付された事件では、争点及び証拠の整理が行われるが、ここで行われたことはあくまでも公判の準備であることから、その結果を公判において明らかにする必要がある。そこで、裁判所は、当事者の冒頭陳述の終了後、自ら又は書記官に命じて公判前整理手続調書を朗読し、又はその要旨を告げる方法等により（規 217 条の 31）、公判前整理手続の結果を明らかにする（法 316 条の 31）。実務上は、裁判長が、当事者の冒頭陳述により争点及びその判断の分岐点が浮かび上がったことを前提に、公判審理及び判断のポイントがどのような点にあるかについて、裁判員にとっての分かりやすさの観点から工夫をしながら明らかにしている。

本件では、第1回公判期日において、裁判長が、第3回公判前整理手続調書の要旨を告げて、公判前整理手続の結果を明らかにした。

## 3 証拠調べの施行

裁判官及び裁判員が証拠の内容を知るのは、法廷における証拠調べによる。裁判官及び裁判員が法廷で証拠を見聞きしてその内容を理解し、その理解を基に暫定的な心証を形成してこそ、評議での活発な意見交換が可能となる。

このように、法廷における証拠調べは、まさにこれにより裁判官及び裁判員の心証が形成されていく重要な手続であるから、立証活動を行う当事者としては、法廷で証拠を見聞きして理解できる証拠調べを目指す必要がある。

## (1) 証人尋問（法304条）

### ア 証人の出頭等

証人尋問を行う前提として、証人は、公判期日に出頭するよう召喚される（法153条、62条）<sup>\*27</sup>。証人は、宣誓の趣旨を理解できない者でない限り、宣誓義務を負い（法154条、155条）、証言拒絶権を有する場合（法146条、147条、149条）を除き、証言義務を負う<sup>\*28</sup>。

証人が出頭や証言を拒むのは、被告人の面前で証言するのが怖いなど、何らかの事情があるためであるから、法は、そのような事情を除去して証人の出頭を確保し、あるいは証言できるようにする制度を定めている。実務上よく用いられるものは表7のとおりである。また、公開の法廷で証人の氏名等を明らかにしない旨の決定をすることもできる（法290条の3）。

表7

	遮へい措置	ビデオリンク方式
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>証人と被告人又は傍聴人との間に衝立を置くなどして、両者の間を遮へいする措置。</li> <li>証人にとって、被告人や傍聴人から見られていることによる精神的な不安を軽減する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>証人が、法廷と同じ裁判所構内の別室（一定の条件を満たせば同一構内以外の場所）に在室し、テレビモニターを通じて尋問を受ける措置。</li> <li>性犯罪の被害者等が公開の法廷で証人尋問を受けることによって生じる心理的・精神的な不安を軽減する。</li> </ul>
該当条文	・法157条の5	・法157条の6
注意事項	・証人・被告人間の遮へい措置(1項)と証人・傍聴人間の遮へい措置(2項)とは、要件・遮へいの内容が異なる。	・対象事件が列挙されるなど要件が定められている。

### イ 証人尋問の順序及び尋問できる事項

法は、まず裁判所が証人を尋問した後、当事者が尋問する旨規定しているが（法304条）、当事者追行主義の下では、当該証人の供述で事実を立証するのは

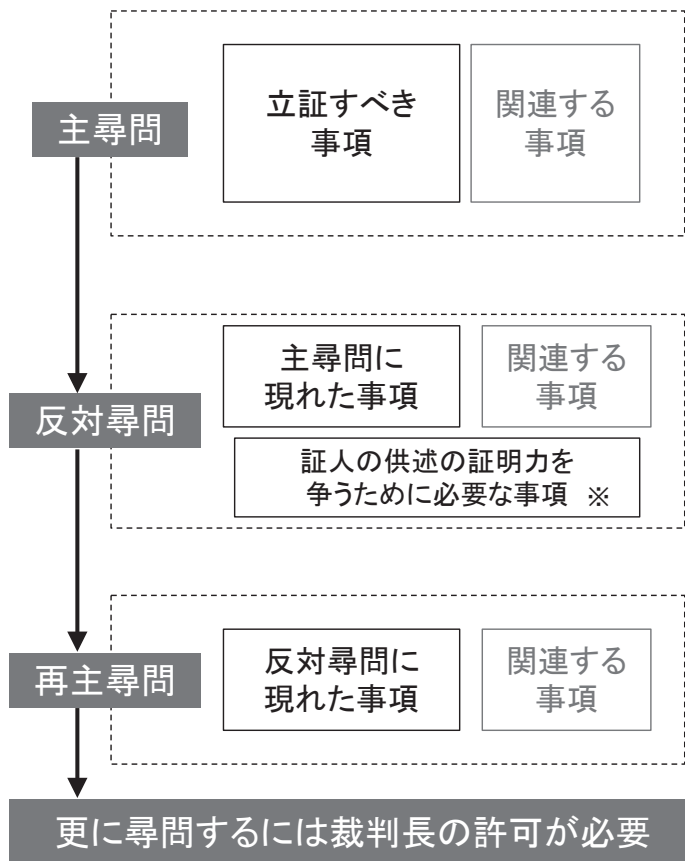
<sup>27</sup> 召喚を受けた証人は出頭義務を負うので、正当な理由がなく出頭しない場合には、過料等の制裁や罰金等の刑罰を科されることがある（法150条、151条）。また、正当な理由がなく、召喚に応じないとき、又は応じないおそれがあるときは、強制的に裁判所に引致されること（勾引）もある（法152条）。

<sup>28</sup> 宣誓や証言を拒んだ場合の制裁及び刑罰は法160条、161条に定められている。

当事者の責務であるから、まず当事者に尋問させるのが妥当である。実務上は、当該証人の尋問を請求した者がまず主尋問を行い、続いて、相手方が反対尋問を行うという交互尋問の方法（規 199 条の 2 から 199 条の 7 まで）によるのが通常である。本件も交互尋問の方法で行われている。

交互尋問において、当事者は、主尋問、反対尋問、再主尋問を行うことができるが、これに続く再反対尋問、再々主尋問等、更なる尋問をするには裁判長の許可が必要である（規 199 条の 2 第 2 項）。各尋問で主に尋問する事項は、図 11 のとおりである。

図 11



※ 証言の信用性に関する事項（証人の観察・記憶・表現の正確性等）と証人の信用性に関する事項（証人の利害関係・偏見・予断等）がある。

本件の木田に対する証人尋問では、反対尋問によって、被告人が近づいてくるときに被告人の手は見えなかったという主尋問における供述の信用性に疑いが生じる可能性があるため、検察官は、再主尋問を行い、公判廷で捜査段階における供述と異なる供述をした理由を確認している。再主尋問は当然に行うことができるので、主尋問を行う者としては、主尋問の段階から、反対尋問で聞かれそうなことを先回りして尋問するのではなく、主尋問では立証すべき事項を

端的に尋問し、反対尋問で供述の信用性に疑問が示された場合には、その疑問を覆す事項を再主尋問で尋ねればよい。

このようにして主尋問及び反対尋問等が行われるが、裁判官及び裁判員は、当事者の尋問を聞いてなお確認したい事項がある場合には、補充的に尋問することができる。これを補充尋問という。

#### ウ 獲得目標

証人尋問では、主尋問においても、反対尋問においても、尋問者が、当該証人の供述によって立証しようとする事実は何かを的確に把握した上で、当該証人から何を聞き出すか（獲得目標）を意識すべきである。

本件の木田証人の主尋問について見ると、公判前整理手続において、争点である殺意の有無について、「被告人が包丁で木田の腹部をめがけて突き刺したのか、それとも木田が被告人の腕をつかむなどしたために被告人の包丁が木田の腹部に刺さってしまったのか」がポイントになると整理されていることを踏まえ、①被告人に刺されたこと、②この時の両名の位置関係、③この時木田は体を動かしておらず、腕をつかむなどしていないことが聞き出せれば十分だという考え方に基づいて尋問がなされている。

他方、同証人の反対尋問においては、前記の本件におけるポイントを踏まえて、「木田は、実際には刺される前に被告人の腕をつかむなどしたにもかかわらず、酔っていてよく覚えておらず、自分にやや都合のよいストーリーを真実だと思い込んでいるのではないか。」との疑問を裁判官及び裁判員に生じさせることを目標に、①木田が飲んだ酒量を聞き出すとともに、②傷の向きと矛盾することを弁論で述べることを前提に、木田の供述する被告人の行為態様を確認し、③包丁で刺される直前の状況について、主尋問の内容と異なる捜査段階における木田の供述があることから、これを基に証人に記憶を喚起させ、弁論で供述が一貫しないと指摘するという考え方に基づいて尋問がなされている。

#### エ 尋問の方法

##### (ア) 一問一答の原則

証人尋問では、できる限り個別かつ具体的で簡潔な尋問をしなければならない（規 199 条の 13 第 1 項）。したがって、一つの問いに複数の答えを言わせるような尋問は避けるべきである。

本件の木田証人の主尋問について見ると、「誰ですか。」「どの部分ですか。」「なぜ・・・分かったのですか。」といった 5W1H を意識した尋問が多く使われて



いることが分かる<sup>\*29</sup>。

(イ) 誘導尋問の規制

誘導尋問とは、質問者が欲し又は期待する答えを暗示する質問である。尋問者が誘導尋問をすると、証人がこれに迎合して、自身の体験を記憶に従って表現することを放棄してしまうおそれがあるため、主尋問では原則として誘導尋問は禁止されている。尋問の際に書面を読み上げることに同じおそれがある。もっとも、反対尋問など証人が尋問者に迎合するおそれがない場合や記憶喚起のために必要な場合には誘導尋問が許されている。また、実質的な尋問に先立つ準備的事項や争いのないことが明らかな事項についても、誘導尋問が許されている。誘導尋問の禁止と例外については、規則 199 条の 3 第 3 項以下と規則 199 条の 4 第 3 項以下に定められている。

本件の木田証人の主尋問について見ると、警察官や救急隊員が来て、救急車で搬送されたことなど争いのないことが明らかな事項については、誘導尋問が使われている。他方、ポイントとなる被告人に刺された時の状況については、誘導尋問は使われておらず、木田の体験したことを記憶に従って表現させる尋問がなされている。

(ウ) 書面や物を示す尋問

証人に書面や物を示しながら尋問することは、証人を誘導することになりかねないので、原則として許されない。ただし、証人が書面や物の影響を受けるおそれのない場合やこれらを示す必要がある場合には、書面や物を示して尋問することができる。具体的には、規則 199 条の 10 から 199 条の 12 までに定められている（表 8 参照）。

本件の木田証人の主尋問について見ると、甲 10 号証添付の現場見取図その 1 が示されている。これは、木田がベンチ前で立っていたところ、真正面にいた被告人に腹部の真ん中辺りを刺されたと供述したので、その供述を明確にするために同図が示されたのである（規 199 条の 12）。供述を明確にする場合には、証人に図面を示すのみならず、その図面に位置等を書き込ませることも可能である。本件でも、木田に①、A と書き込ませて、その供述内容を明確にしている。

<sup>29</sup> 医師等の専門家を証人として尋問する場合、その専門領域の基礎的知識等、論理的に系統立った事柄については、一問一答で細切れに供述するよりも、まとめて供述した方が分かりやすい場合がある。そこで、事案によっては、証人尋問の冒頭に概括的な説明をしてもらい（いわゆるプレゼンテーション方式）、その後重要な点について一問一答方式で供述を求める場合もある。



表 8

	成立, 同一性等の確認	記憶喚起	供述の明確化
内容	・鑑定書の署名が証人のものかを確認したり(作成の真正の立証), 刃物の刃こぼれについて説明させたりするために, 書面や物を示す場合が典型。	・証人の記憶が明らかでない事項について, 書面や物を示して記憶を喚起する場合。	・供述した位置関係を明らかにするために図面を示して記入させたり, 身振りを交えて供述したときにその身振りを写真に撮影したりする場合がある。
該当条文	・規199条の10	・規199条の11	・規199条の12
注意事項	・書面や物を示さなければ尋問の目的を達することができないのが普通である上, 証言に不当な影響を及ぼすおそれはないので, 裁判長の許可は不要。	・証言に不当な影響を及ぼすおそれがあるので, まずは周辺の出来事を聞いたり, 誘導尋問をしたりして, できるだけ書面等を示さずに記憶を喚起できるよう努めるべき。 ・証言に不当な影響を及ぼすおそれがあるので, 裁判長の許可が必要。 ・供述を録取した書面は示すことができない。	・証言に不当な影響を及ぼすおそれがある場合には, まずは具体的な証言を十分に引き出すよう努めるべき。 ・証言に不当な影響を及ぼすおそれがあるので, 裁判長の許可が必要。

他方, 木田証人の反対尋問において, 弁護人は, 包丁で刺される直前の状況について, 弁護方針に沿う捜査段階での供述があることから, これを基に証人の主尋問に対する供述の変更をねらった尋問をしているが, これは記憶喚起のための尋問であるため, 供述調書を示すことは許されない(規199条の11)。

#### (エ) 許されない尋問

このほか, ①威嚇的又は侮辱的尋問, ②重複尋問, ③意見を求める尋問又は議論にわたる尋問, ④証人が直接経験しなかった事実についての尋問は許されない(規199条の13第2項。なお, ②～④は正当な理由がある場合は許される。)

また, 誤導尋問, すなわち, 争いのある事実やまだ供述されていない事実を, 実際にあった事実であるかのように仮定し, これを前提にする尋問も許されない。証人を錯誤に陥らせる危険があるからである。

#### (2) 証拠書類の朗読(法305条)

事件関係者の捜査官に対する供述調書, 犯行現場の状況を見分した実況見分調書, 捜査結果を報告する捜査報告書等といった証拠書類が証拠として採用さ

れた場合、これらは全て公判廷で朗読される（法 305 条）。当該証拠書類を請求した者が朗読するのが通常である。朗読に当たっては、裁判官及び裁判員が公判廷で証拠書類の内容を十分に理解できるよう、はっきりと大きな声で読み上げる<sup>\*30</sup>。

規則 203 条の 2 は、証拠書類の朗読に代えて、要旨の告知による方法を規定しているが、これによる場合も、朗読と同じ程度に、すなわち、裁判官及び裁判員が告知内容を聞いて的確に心証を形成できるような充実した内容の要旨を告げることが求められる。例えば、「被害者の供述調書には、被害に遭った時の状況や峻烈な処罰感情が記載されています。」などと概略のみを告げたのでは、不十分である。

本件で取り調べられた実況見分調書や統合捜査報告書には、現場見取図や出刃包丁の形状を記載した図面等が添付されているが、このような図面等についても、裁判官及び裁判員が公判廷で証拠書類の内容を十分に理解できるよう、書画カメラを用いて法廷内の画面に映し出すなど、展示の方法で取り調べられる。

証拠調べが終わった証拠書類は、裁判所に提出される（法 310 条）。一部同意の意見が述べられた証拠書類については、裁判所の許可を得て、原本に代え、その謄本（この場合には、不同意部分をマスキングした上で作成される抄本）を提出することができる（同条ただし書）。

### (3) 証拠物の展示（法306条）

証拠物は、公判廷で展示されて取り調べられる（法 306 条）。本件では、犯行に用いられた出刃包丁が証拠物として取り調べられているが、このような場合、裁判官や裁判員が実際に手にとってみることもある。証拠物を展示する際には、併せて被告人質問を行い、その中で当該証拠物と事件との関連性を質問したり、没収できる物か確認するために第三者が所有していないか等を質問したりする場合もある。

証拠調べが終わった証拠物は、裁判所に提出される（法 310 条）。裁判所は、提出された証拠物を領置する（法 101 条）か、提出者に返還する。

---

<sup>30</sup> 公開の法廷での被害者特定事項又は証人等特定事項の秘匿決定がなされた場合には、証拠書類の取調べも同事項を明らかにしない方法で行われる（被害者特定事項の秘匿決定につき法 305 条 3 項、290 条の 2 第 1 項、3 項、証人等特定事項の秘匿決定につき法 305 条 4 項、290 条の 3 第 1 項）。

#### (4) 被告人質問（法311条）

被告人が任意に供述する限り、弁護士、検察官、裁判官及び裁判員は、いつでも被告人に質問をして供述を求めることができる（法311条2項、3項、裁判員法59条）。これを被告人質問という。実務では、全ての証拠調べが終わった後に被告人質問を行っていることが多い<sup>31</sup>。

被告人の供述は利益不利益を問わず証拠となるから（規197条1項、法322条2項）、被告人質問も広い意味で証拠調べの性質を持ち、被告人質問は、証人尋問における交互尋問の方式（規199条の2以下）にならって行われる（もっとも、被告人質問を行うに当たっては、特に証拠調べの請求、決定等はなされず、宣誓手続もなされない。）。すなわち、まず、被告人から事実を引き出した弁護士が質問し（主質問と呼ばれることがある。）、次いで検察官が質問し（反対質問と呼ばれることがある。）、最後に必要があれば、裁判員、裁判官が質問するのが通常の流れである。

被告人質問も、証人尋問と同様に、質問を行う者は、被告人から何を聞き出すか獲得目標を意識しながら、一問一答で端的に質問する。

#### 4 証拠調べ等に関する異議

証拠調べを中心とする公判手続は、当事者が主導的に追行するものなので、法令違反や不相当な訴訟活動があった場合には、当事者がこれを指摘し、変更を求められるようにする必要がある。そこで、法309条は、検察官、被告人又は弁護士が、証拠調べや裁判長の処分に関して、異議を申し立てることができる旨定めている。異議の対象、異議の理由、異議申立ての方法、決定までの手順等は、法309条、規則205条以下に規定されている（図12参照）。

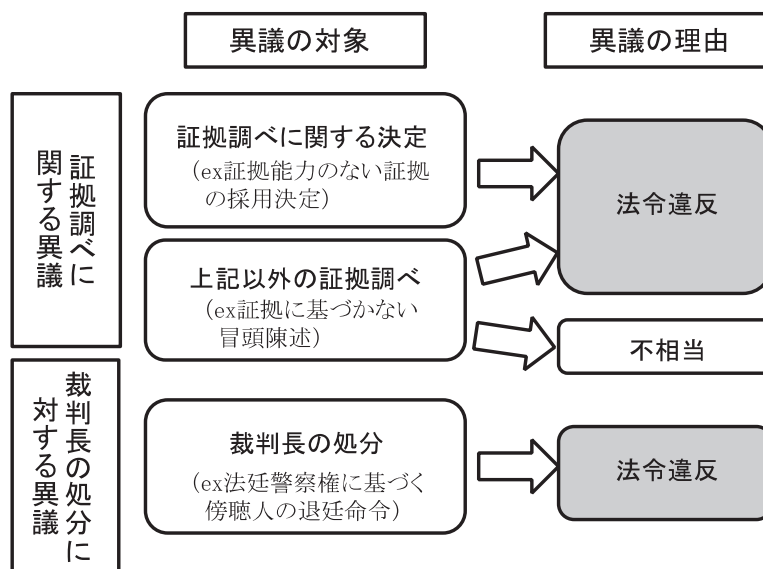
仮に本件の木田証人の主尋問において、検察官が、木田に対し、被告人に刺された直後、「被告人の腕はどうなっていましたか。」と尋問した部分につき、「被告人の腕は伸びていましたか。」と尋問したとすると、これは誘導尋問であるから、弁護士としては、尋問された直後に異議を申し立てるべきである。その際には、簡潔に理由を示さなければならないので、「異議あり、誘導尋問である。」と述べることになる。これに対し、検察官は、例えば「争いのないことが明らかかな事項に関する尋問なので、誘導尋問が許される場合に当たるから、異議には理由がないと思料する。」などと意見を述べることになる。裁判所としては、このような相手方の意見を踏まえて、遅滞なく、異議の申立てに対する決定をしなければならない。上記の例でいうと、被告人の腕が伸びていたか否かは、

<sup>31</sup> 罪体に関する被告人質問を行った後に、情状に関する証拠を取り調べ、更に情状に関する被告人質問を行うといった運用もある。

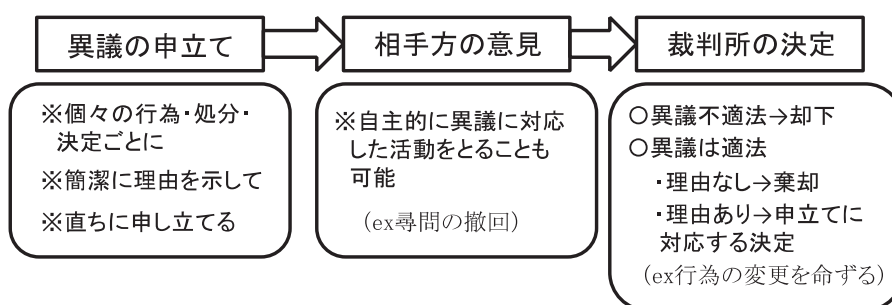
刺す勢いの強さに関連するもので、被告人が腹部を突き刺したか否かの判断を左右することから、争いのないことが明らかな事項とはいえないであろう。したがって、誘導尋問は許されないので、異議には理由があることになり、裁判所としては、検察官に対し、尋問の変更を命ずることになる。

図 12

【異議の申立てができる場合】



【異議の手続】



## 第3 論告・弁論・最終陳述

### 1 論告

証拠調べが終わった後、検察官は、証拠調べについての裁判官及び裁判員の記憶が新鮮なうちに、できる限り速やかに、事実及び法律の適用について意見

を述べる（法 293 条 1 項，規 211 条の 2）。これを論告という。

論告は，裁判官及び裁判員に対する口頭による説得である。検察官は，論告において，判断に際して重要であると考えられる事実や評価・結論が浮かび上がるよう述べることが求められている。そして，口頭主義の理念に沿うよう，証拠調べの結果を踏まえ，争いのある事実については，その意見と証拠との関係を具体的に明示して行う（規 211 条の 3）。特に裁判員裁判においては，評議の道標となるよう，冒頭陳述を踏まえ，個々の論点や証拠の位置付け，内容等を理解できるように配慮された分かりやすいものであることが求められる（裁判員法 51 条参照）。論告は，用意された書面をただ読み上げるものではない。

求刑に際しては，量刑の本質を踏まえ，なぜその量刑が本件で適切なものといえるのか，犯罪行為の重さをイメージできるような類型の中で，本件がどのような位置付けにあるのかを，その理由とともに示すことが望ましい。この点，裁判員量刑検索システムによる量刑分布表を活用しながら，求刑の根拠を説明することも工夫例として考えられよう。

別冊の記録においては，「おわりに」と題する配布用の文書（別冊 24 頁参照）しかないが，実際の法廷では，検察官は，例えば，被害者証言を信用する根拠として井上智久証言との合致を挙げるなどして，被告人が向かい合って立っている被害者の腹に包丁を突き刺したことは明らかであることを，その根拠とともに論じた上，被告人に殺人未遂罪が成立することを前提として，傷害結果の重大性等を指摘し，本件が知人とのけんかにおいて衝動的に殺意を生じて刃物を用いた殺人未遂の事案の中でも重い部類に属するとして，被告人を懲役 8 年に処するのが相当である旨述べたと考えられる。

## 2 弁論・最終陳述

被告人及び弁護人は，検察官の論告・求刑に対応して意見を陳述することができる（法 293 条 2 項）。この陳述も，論告と同様，証拠調べ後できる限り速やかに行わなければならない（規 211 条の 2）。

弁護人の意見陳述は，通常，弁論（最終弁論）と呼ばれる。弁論の内容につき法文上の限定はないが，論告に対応するものとして事実及び法律の適用に関して行われるべきである。

弁論も，論告と同様に，裁判官及び裁判員に対して口頭で行う説得である。そのためには，弁護人は，公判前整理手続において整理された争点に関し，証拠調べの結果を踏まえ，自らが求める結論とその理由を明確に述べる必要がある。このことは，否認事件はもちろんのこと，いわゆる自白事件においても同様であり，弁護人は，刑の選択や量刑についての意見を具体的に示すとともに，



それが相当といえる理由を説明する必要がある。

別冊の記録においては、「最終弁論」と書かれた配布用の文書（別冊 25 頁参照）しかないが、実際の法廷では、弁護人は、例えば、被告人供述については、刺し傷の通り道が2つ生じていることから、被害者の体が動いたので包丁の向きが変わったと考えられることと一致することを指摘する一方で、被害者供述については、もし被害者供述のとおりであれば傷の向きは縦となり体の中心にまっすぐ入るはずのところ、実際の傷は横長で、かつ右脇腹の方に進んでいることを述べ、さらに、事件直後は被告人が手に何かを持っていたのを見たと思うと言っていたとの被害者供述を指摘するなどして、検察官が主張する行為態様が認められず包丁が刺さったのは偶然によることを論じた上、被告人に傷害罪が成立することを前提とした量刑として、犯情となる事実や一般情状事実を基に、被告人に懲役刑を科すとしても執行猶予を付すことが相当である旨述べていると考えられる。

最終陳述は、通常は被告人によってなされ、その内容も弁論と同様であるが、法律の適用に関する陳述は弁論に委ね、事実に対する評価、心境、情状に関する意見が述べられるのが通例である。

本件では、被告人が最終陳述として、殺意を否認するとの前提に立ちつつも、「申し訳ないの一言です。」とその心境を述べている。

### 3 弁論の終結

論告、弁論、最終陳述によって審理手続は終わり、判決の宣告手続だけが残されることになる。これを弁論の終結又は結審という。

後記のとおり、裁判員裁判では、公判審理の過程で形成した暫定的な心証を基に、弁論の終結後、本格的な評議がなされることになる。

## 第4 被害者の刑事裁判への関与

ここまで、裁判所並びに検察官及び弁護人の訴訟活動を見てきたが、以下のとおり、被害者が刑事裁判に関与する制度がある。

### 1 被害者参加制度

#### (1) 概要

一定の事件について、被害者等又は当該被害者の法定代理人は、裁判所の許



可を得て（その際、検察官に対する申出を経ることを要する。）、被告事件の手続に参加することができる（法316条の33第1項、2項）。この場合、参加を許された者又はこれらの者から委託を受けた弁護士（以下「被害者参加人等」という。）は、公判期日に出席することができ（法316条の34第1項）、一定の訴訟行為を行うことができる。

## (2) 被害者参加人等による情状証人に対する尋問

まず、被害者参加人等は、情状証人に対し、情状に関する事項（犯罪事実に関するものを除く。）、例えば、被告人の親族等による示談や謝罪の状況等、犯罪事実に関係しない一般情状に関する事項で、証人が既にした証言の証明力を争うために必要な事項について、一定の要件の下、尋問をすることができる（法316条の36第1項）。

その手続として、被害者参加人等は、検察官に対し、検察官の証人尋問が終わった後（検察官の尋問がないときは、被告人又は弁護人の尋問が終わった後）直ちに、尋問事項を明らかにして尋問の申出を行い、申出を受けた検察官は、当該事項につき自ら尋問する場合を除き、意見を付してこの申出を裁判所に通知する（同条2項）。裁判所は、当該申出があった場合、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、当該尋問を許す。

このように被害者参加人等と検察官とが十分コミュニケーションを取ることがこの制度の前提となっている。

## (3) 被害者参加人等による意見陳述のための被告人質問

被害者参加人等は、意見の陳述をするために必要な事項につき、一定の要件の下、被告人質問を行うことができる（法316条の37第1項）<sup>\*32</sup>。

その手続として、被害者参加人等は、検察官に対し、あらかじめ、質問をする事項を明らかにして、被告人質問の申出を行い、申出を受けた検察官は、当該事項について自ら供述を求める場合を除き、意見を付して、この申出を裁判所に通知する（同条2項）。裁判所は、当該申出があった場合、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被告人質問を許す。

## (4) 被害者参加人等の事実又は法律の適用についての意見陳述

<sup>32</sup> ここでいう意見陳述には、後記の①事実又は法律の適用についての意見陳述と②被害に関する心情その他被告事件に関する意見陳述が含まれる。なお、①の意見陳述は、訴因として特定された事実の範囲内で行うため、この意見陳述のために行う被告人質問は、訴因の範囲を超える事実については許されない。

さらに、被害者参加人等は、事実又は法律の適用について、一定の要件の下、意見を陳述することができる（法 316 条の 38 第 1 項）。この意見陳述は、後記 2 の被害に関する心情その他被告事件に関する意見陳述とは異なり、証拠とはならない（同条 4 項）。

その手続として、被害者参加人等は、検察官に対し、あらかじめ、陳述する意見の要旨を明らかにして、意見陳述の申出を行い、申出を受けた検察官は、意見を付して、この申出を裁判所に通知する（同条 2 項）。裁判所は、当該申出があった場合、相当と認めるときは、検察官の論告の後に、訴因として特定された事実の範囲内で、意見陳述を許す。

## 2 被害に関する心情その他被告事件に関する意見陳述

被害者等（なお、被害者参加人等に限られない。）又は当該被害者の法定代理人は、被害に関する心情その他被告事件に関する意見を陳述することができる（法 292 条の 2 第 1 項）。

その手続として、被害者等又は当該被害者の法定代理人は、検察官に対し、あらかじめ、意見陳述の申出を行い、申出を受けた検察官は、意見を付して、この申出を裁判所に通知する（同条 2 項）。裁判所は、当該申出があった場合、原則として、公判期日においてその意見を陳述させる。

裁判長又は陪席の裁判官、裁判員、訴訟関係人は、意見陳述の趣旨を明確にするために、被害者等又は当該被害者の法定代理人に質問をすることができるが（同条 3 項、4 項、裁判員法 58 条）、その限度にとどまり、意見陳述の内容を弾劾するような質問は許されない。また、陳述された心情等は証拠となるが、これを犯罪事実の認定のための証拠として用いることはできない（法 292 条の 2 第 9 項）。

## 第4章 評議

### 第1 争点整理と評議

これまで見てきた公判審理に基づき判決をすることになる。事件の審理が合議体でなされているときには、裁判の内容は、その合議体を構成する各裁判官、又は裁判員裁判においてはその合議体を構成する裁判官及び裁判員の評議によることになる（裁判員法66条1項）。

裁判員裁判における評議は、裁判官と裁判員の協働作業であり、裁判官と裁判員とがそれぞれの役割を十分に果たせるよう、実質的な意見交換ができることが必要である。そして、裁判員が実質的に裁判官と議論を行うためには、既に述べたように、当事者は、あらかじめ公判前整理手続において整理された争点に焦点を当てた審理を行う必要がある。評議の進行は通常裁判官<sup>\*33</sup>が行っているが、当事者による立証活動や論告・弁論と全く無関係に評議を進めることはあり得ない。評議は、原則として、公判前整理手続における争点整理に沿って行われる<sup>\*34</sup>。

公判前整理手続において整理された争点に焦点を当てた公判審理が行われ、裁判官及び裁判員は法廷において争点について心証をとることができ、その争点に焦点を当てた議論が評議で行われるという姿を目指すべきであろう<sup>\*35</sup>。

### 第2 裁判官や裁判員が評議においてなすべきこと

裁判官及び裁判員は、評議においてその意見を述べることを要し（裁判所法76条、裁判員法66条2項）、裁判は、過半数の意見（裁判員の関与する判断については、構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見）によることになる（裁判所法77条1項、裁判員法67条1項）。

裁判員裁判の評議においては、①事実の認定、②法令の適用、③刑の量定は裁判官及び裁判員の合議により決し、④法令の解釈に係る判断は、裁判官の合議により決する（裁判員法6条）。裁判官及び裁判員は、①から③までの事項に

<sup>33</sup> 裁判長が司会を務める場合も、陪席裁判官が司会を務める場合もある。

<sup>34</sup> 逆に言えば、裁判所も当事者も、どのように評議が行われるかを意識して、争点整理を行わなければならない。

<sup>35</sup> 裁判官及び当事者からすれば、評議は、このような判断枠組みで争点を整理したことが本件事案についての的を射ていたのか、試される場でもある。

ついて、公判での当事者の立証・反証活動に基づいて暫定的な心証を形成し、公判審理終了後、直ちに当事者の主張を踏まえた評議を行うこととなる。評議の重点は、争点を中心にした犯罪事実と量刑上重要な事実についての判断に置かれることになる。

このうち、①の「事実の認定」については、刑事裁判においては検察官が原則として立証責任を負っていることから、そこでの評議は、弁護人の弁論を踏まえて検察官の論告を評価、検討し、検察官の主張する事実が合理的な疑いをいれない程度に認められるかどうかを中心に議論し、暫定的な心証を基礎に相互の心証を検討しながら評議を行い、最終的な判断に至ることになる<sup>\*36</sup>。

また、③の「刑の量定」については、第1章の第6の2(1)で説明したとおり(35頁以下)、現行刑法の基本原則から導かれる量刑の本質を基本とした量刑判断の枠組みを裁判員が理解した上で、評議を行うことが前提となる。すなわち、量刑評議においては、(ア)個々の犯罪行為を特徴付ける犯情事実に着目して、被告人の犯罪行為をある程度類型化して捉え、その類型における大まかな量刑の傾向を把握した上で、(イ)犯罪の客観的な重さ、犯罪行為の意思決定への非難の程度の観点から、重要な犯情事実を第一次的に考慮して、被告人の犯罪行為が上記類型の中でどこに位置するかを検討し、上記量刑傾向を視野に入れ、当該犯罪行為にふさわしい刑の幅をイメージした上で、(ウ)刑の調整要素としての一般情状等を第二次的に考慮して、最終的に具体的な刑量を定めることになる。

仮に、本件で殺意が認められたと仮定して、本件における量刑評議の在り方の一例を想定してみよう。

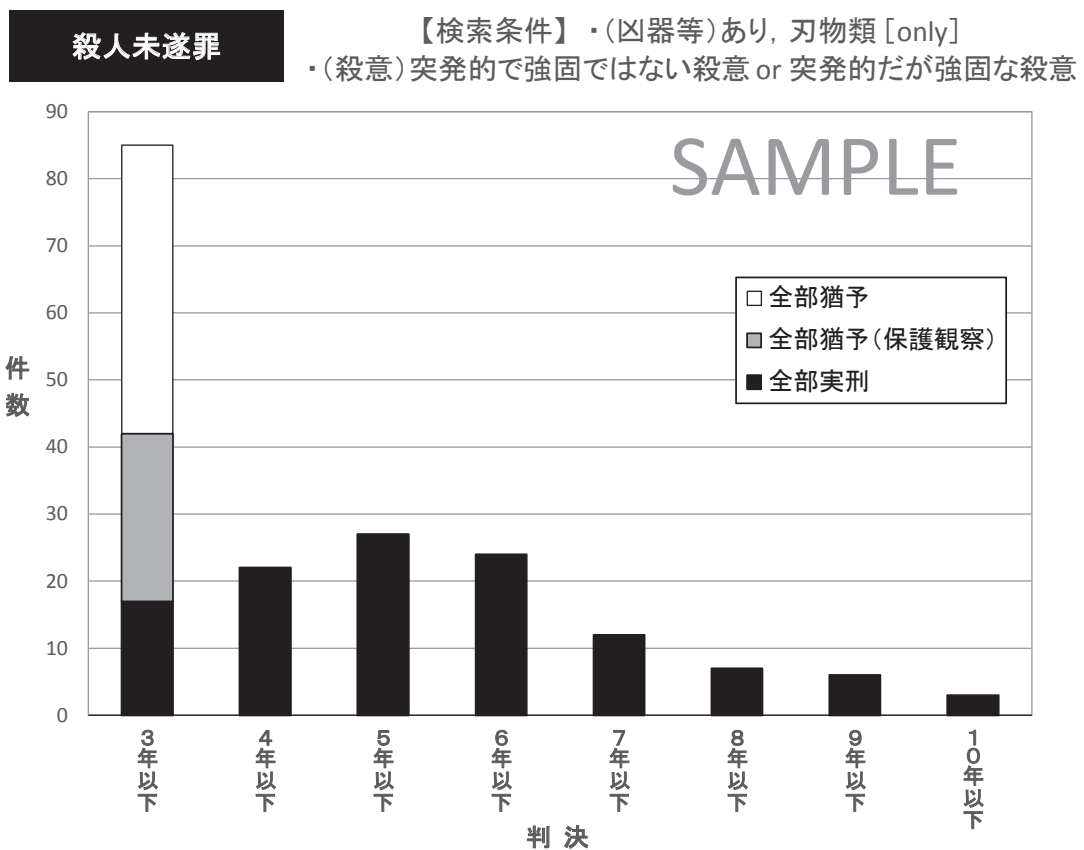
評議では、まず、検察官の論告や弁護人の弁論を参照しながら、本件の犯罪行為を特徴付ける犯情事実に着目して、被告人の犯罪行為の重さをイメージできるような類型の把握・確認がされる。具体的には、検察官が主張するとおり、「知人である被害者とのけんかにおいて、衝動的な殺意に基づいて、被害者を刃物で突き刺し、けがを負わせたという類型の事件」との見方でよいのかを話し合う。弁護人は、殺意が認められないことを前提として、「知人である被害者とのけんかにおいて、被害者に対し、衝動的に刃物を突き出して、けがを負わせたという類型の傷害事件」と主張していることを考えると、殺意を認定するのであれば、検察官の主張する類型の事件と整理される可能性が高いといえよ

<sup>36</sup> 裁判官は、評議の経過並びに各裁判官の意見及びその多少の数については、秘密を守らなければならない(裁判所法75条2項)、裁判員も、構成裁判官及び裁判員が行う評議並びに構成裁判官のみが行う評議であって裁判員の傍聴が許されたものの経過並びにそれぞれの裁判官及び裁判員の意見並びにその多少の数については、これを漏らしてはならない(裁判員法70条1項)。これは、裁判の公正やこれに対する信頼を確保するとともに、評議における自由な意見表明を保障するためである。

う。

その上で、把握・確認された類型を前提にし、裁判員量刑検索システムを利用して、当該類型の適当な量刑の傾向を把握する。具体的には、量刑検索システムにおいて、処断罪を「殺人未遂罪」として、検察官の主張する類型に対応した適切な検索条件を設定し、量刑分布表を表示させる。例えば、表9のような量刑分布表（なお、この量刑分布表は具体的なイメージを持ってもらうために作成した架空のものであり、現実の量刑分布表と一致するものでない点に留意されたい。）が表示されたとすると、これを参考にしながら、上記類型について、適当な量刑の傾向を把握することになる。

表9



そして、犯罪の客観的重さ、意思決定への非難の程度から見た重要な犯情事実、具体的には、結果の重大性をどうみるか、経緯について酌むべき事情があるとみるか否かなどを検討し、その結果を踏まえ、本件が上記類型の中でどこに位置するか（重い方か軽い方か中間程度か等）を考え、上記量刑傾向を視野に入れ、当該犯罪にふさわしい刑の幅をイメージする。仮に、評議の結果、本件が上記類型の中で中間程度の事件であると判断されたとすると、上記量刑の傾向を視野に入れ、本件にふさわしい刑の幅として、例えば、執行猶予

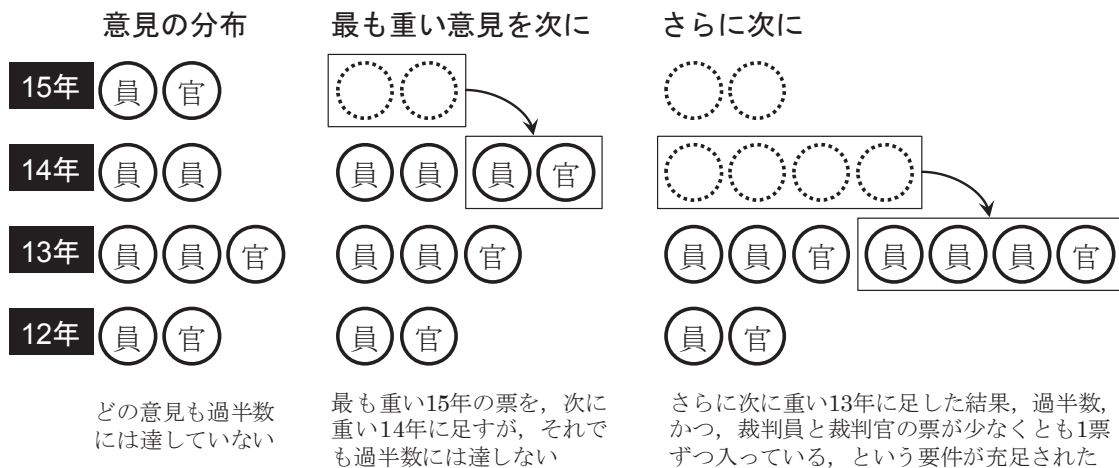


付きの懲役刑から懲役5年以下の実刑程度の範囲にわたる帯域がイメージされよう。

最後に、このようにしてある程度狭まった刑の幅の中で、被告人の反省の程度や更生環境等の一般情状を加味・調整して、具体的な刑を決することになる。

なお、量刑に関する意見が一致しない場合には多数決による。ただし、その多数意見の中には、裁判員の意見と裁判官の意見の両方が含まれていなければならない（裁判員法67条1項）。したがって、例えば、懲役12年から懲役15年までの間で、図13の「意見の分布」欄のように、裁判員及び裁判官の意見が分かれたとする（図13の「員」は「裁判員」を、「官」は「裁判官」を表す。）。

図13



この場合の意見の分布を見ると、どの意見も過半数に達していない。そこで、過半数に達するまで、被告人に最も不利な意見の数を順次利益な意見の数に加えていく（裁判員法67条2項）。具体的には、最も重い懲役15年の票を、次に重い懲役14年の票に加える（合計4票）が、それでも過半数には達しない。さらに、この4票を、次に重い懲役13年の票に加えた結果（合計7票）、過半数で、かつ、裁判員と裁判官の票が少なくとも1票ずつ入っている、という要件が充足される。したがって、結論は懲役13年となる。



## 第5章 判決

公判審理及び評議を経て、第一審の訴訟手続のゴールとして判決の宣告がなされる。判決の宣告は、公判廷において、裁判長が、主文及び理由の朗読又は主文の朗読と同時に理由の要旨を告知する方法により行う（法342条、規35条1項、2項）。判決は宣告によって外部的に成立し、以後同一裁判所においてこれを変更することができない<sup>37</sup>。

これまで見てきた審理・評議の在り方、すなわち、公判前整理手続において整理された争点に則し、的確に絞られた立証対象について厳選された証拠を取り調べ、公判廷で直接見聞きしたことに基づいて裁判官と裁判員が評議を行うという在り方を前提とするものである以上、判決の内容は、犯罪事実や量刑の判断にとって重要な争点にポイントを絞った平易かつ簡潔なものとなる。具体的には、犯罪事実の認定について、立証責任を負う検察官の主張を、これに対応して提示される弁護人の主張を踏まえつつ評価・検討し、検察官の主張する事実が合理的疑いを差し挟む余地がない程度にまで立証されているか否かについての理由及び結論を端的に示すことになる。また、量刑の判断については、主文の刑を導くに至った重要な考慮要素とした事情を示しつつ、主文の刑を導くに至った具体的な理由を説明することになる。

判決宣告の際には判決書自体が作成されている必要はない。裁判員裁判の際には、主文の理由も含めた判決要旨に基づいて宣告がされることが通常である。なお、判決をした裁判官が判決書を作成する（規53条、54条。なお、いわゆる調書判決につき規219条参照）。

また、被告人は、原則として、判決宣告期日に出頭することを要する（法286条）。弁護人の出頭は判決宣告のための要件ではなく、いわゆる必要的弁護事件（法289条1項）についても、判決宣告のためのみの公判期日は、弁護人の出頭がなくとも開廷できる。

有罪判決を宣告する場合には、被告人に対し上訴期間及び上訴申立書を差し出すべき裁判所を告知しなければならない（規220条）。上訴の提起期間は裁判が告知された日から進行するので（法358条）、判決宣告の日にも控訴の申立てをすることができるが、控訴の提起期間の14日（法373条）は、判決宣告の日の翌日から起算される（法55条1項本文）。本件の判決は、10月18日に宣告さ

<sup>37</sup> 禁錮以上の刑（執行猶予の付されないいわゆる実刑の意味）に処する判決の宣告があったときは、保釈又は勾留の執行停止はその効力を失い、新たに保釈又は勾留の執行停止がない限り、法98条の規定に従って被告人を刑事施設に収容しなければならない（法343条）。仮に本件で被告人が実刑に処せられた場合には、判決宣告後直ちに被告人は刑事施設に収容される。

れたので、11月1日の経過によって控訴の提起期間が終了する。この間に控訴の申立てがなければ、判決は確定する。

## 【事項索引】

### 【あ行】

- 威嚇的又は侮辱的尋問 …………… 66
- 意見陳述 →被害者参加, 被害に関する  
心情その他被告事件に関する  
意見陳述
- 意見を求める尋問 …………… 66
- 異議
  - ・ 証拠意見としての異議 …………… 29
  - ・ 証拠調べ等に関する異議 …………… 68
- 意思決定への非難の程度 …………… 36, 76
- 一般情状 …………… 36, 59
- 一問一答 …………… 64, 68
- 意味合い …………… 12, 17
- 打合せ …………… 3, 5, 6, 8
- 乙号証 …………… 16

### 【か行】

- 間接事実 …………… 7, 12, 13
- 起訴状の朗読 …………… 56
- 記録媒体 …………… 47
- 求刑 …………… 70
- 求令起訴 …………… 49
- 議論にわたる尋問 …………… 66
- 結果の顕出 →公判前整理手続の結果の  
顕出
- 権利保釈 …………… 50
- 行為責任主義 …………… 35
- 甲号証 …………… 15
- 交互尋問 …………… 63, 68
- 公訴提起 …………… 3
- 口頭主義 …………… 1, 70
- 公判期日の指定 …………… 41, 42
- 公判前整理手続 …………… 1
  - ・ 公判前整理手続の結果の顕出 …… 61
  - ・ 公判前整理手続に付する決定 …… 4
  - ・ 公判前整理手続の終結 …………… 46

- 公判中心主義 …………… 1, 30, 49
- 公判手続 …………… 55
- 勾引 …………… 62
- 勾留 …………… 49
  - ・ 勾留に関する処分 …………… 49, 57
  - ・ 勾留期間 …………… 49
  - ・ 被疑者の勾留 …………… 49
  - ・ 被告人の勾留 …………… 49
- 誤導尋問 …………… 66

### 【さ行】

- 最終陳述 …………… 70
- 再主尋問 …………… 63
- 罪証隠滅のおそれ …………… 50
  - ・ 主観的可能性 …………… 50
  - ・ 対象 …………… 50
  - ・ 態様 …………… 50
  - ・ 余地（客観的可能性及び実効性）… 50
- 裁判員 …………… 42, 52
  - ・ 欠格事由 …………… 52
  - ・ 事件に関連して不適格 …………… 52
  - ・ 就職禁止事由 …………… 52
  - ・ 選任される資格がない者 …………… 52
  - ・ 不公平な裁判をするおそれ …… 52
- 裁判員候補者 …………… 42, 52
  - ・ 選定 …………… 42
  - ・ 呼出し …………… 42
- 裁判員裁判 …………… 47, 57, 74
- 裁判員裁判対象事件 …………… 4, 6, 51
- 裁判員等選任手続 …………… 52
- 裁判員量刑検索システム …………… 39, 70
  - ・ 量刑分布表 …………… 39, 70, 76
- 裁量保釈 …………… 50
- 殺意
  - ・ 経緯 …………… 13, 17
  - ・ 殺害の意図 …………… 4, 9, 13

- ・ 判断のポイント・分岐点 …………… 46
  - ・ 人が死ぬ危険性が高い行為を,  
それと分かって行った  
…………… 9, 13, 14, 17, 21, 46, 58
  - 事件単位の原則 …………… 49
  - 事前準備 …………… 3, 7
  - 質問手続 …………… 52
    - ・ 個別質問 …………… 53
    - ・ 集団質問 …………… 53
  - 主尋問 …………… 63
  - 受訴裁判所 …………… 4, 49, 57
  - 主張関連証拠 …………… 28
  - 証拠意見 …………… 28, 29
  - 証拠一覧表 …………… 9, 18
  - 証拠決定 …………… 45
    - ・ 証拠方法の選択 …………… 45
    - ・ 取調べの順序 …………… 16, 45
    - ・ 必要性・関連性 …………… 29, 45
  - 証拠書類の朗読 …………… 28, 66
  - 証拠調べ請求 …………… 15, 17, 45
    - ・ 制限 …………… 46
    - ・ 撤回 …………… 46
  - 証拠等関係カード …………… 15
  - 証拠の整理 …………… 28
  - 証拠の統合, 抄本化 …… 18, 23, 29, 46
  - 証拠物の展示 …………… 67
  - 証人が直接経験しなかった事実について  
の尋問 …………… 66
  - 証人尋問 …………… 15, 62
    - ・ 獲得目標 …………… 64
    - ・ 出頭義務 …………… 62
    - ・ 順序 …………… 62
    - ・ 召喚 …………… 62
    - ・ 証言義務 …………… 62
    - ・ 証言拒絶権 …………… 62
    - ・ 尋問できる事項 …………… 62
  - ・ 尋問の方法 …………… 64
  - ・ 宣誓義務 …………… 62
  - 証人等特定事項の秘匿決定 …… 56, 67
  - 証明予定事実 …………… 11
    - ・ 意義 …………… 11
    - ・ 記載すべき事項 …………… 11
  - 情状 →量刑
  - 上訴 …………… 78
  - 職務従事予定期間 …………… 42, 53
  - 書面や物を示す尋問 …………… 65
  - 進行管理 …………… 19
  - 心証 …………… 17, 28, 45
  - 人定質問 …………… 56
  - 審理計画 (審理予定) …… 1, 12, 25, 45
  - 推認力 …………… 12
  - 選任決定 …………… 54
  - 争点及び証拠の整理  
…………… 1, 14, 31, 34, 45, 46
- 【た行】**
- 重複尋問 …………… 66
  - 直接主義 …………… 1, 30, 49
  - 直接証拠 …………… 11, 12, 13, 25
  - 展示 →証拠物の展示
  - 当事者追行主義 …………… 1, 45
  - 当日質問票 …………… 47
  - 同意 …………… 23, 28
- 【な行】**
- 任意開示 …………… 3, 7, 18
  - 任意性 …………… 25, 29, 30
  - 人証 …………… 1, 10, 45
- 【は行】**
- 判決書 …………… 78
  - 判決の宣告 …………… 78
  - 反対尋問 …………… 63
  - 犯罪の客観的な重さ …………… 36, 76
  - 犯情 …………… 36, 59

- 被害者参加 …………… 43, 71
  - ・ 委託を受けた弁護士 …………… 72
  - ・ 参加を許された者 …………… 72
  - ・ 事実又は法律の適用についての  
意見陳述 …………… 72
  - ・ 情状証人に対する尋問 …………… 72
  - ・ 被害者参加人等 …………… 72
- 被害者特定事項の秘匿決定 …… 56, 67
- 被害に関する心情その他被告事件に  
関する意見陳述 …………… 73
- 被告事件に対する陳述 …………… 57
- 被告人質問 …………… 29, 45, 68
- 評議 …………… 74
  - ・ 多数決 …………… 77
  - ・ 秘密 …………… 75
- 侮辱的尋問 →*威嚇的又は侮辱的尋問*
- 不選任決定 …………… 53
- プレゼンテーション方式 …………… 65
- 弁護人の選任 …………… 4
- 弁論 …………… 70, 75
- 弁論の終結 …………… 71
- 保釈 …………… 50
- 補充裁判員 …………… 42, 52
- 補充尋問 …………… 64
- 補助事実 …………… 12, 21, 25, 32, 33
- 補助証拠 …………… 17
- 冒頭手続 …………… 56
- 冒頭陳述 …………… 57

**【ま行】**

- 黙秘権及び訴訟法上の権利の告知 …… 56

**【や行】**

- やむを得ない事由 …………… 46, 50, 55
- 誘導尋問 …………… 65, 66, 68
- 要旨の告知 …………… 67
- 予定主張 …………… 23

**【ら行】**

- 立証趣旨 …………… 15
- 理由を示さない不選任請求 …………… 53
- 量刑 …………… 34, 75
  - ・ 位置付け …………… 37
  - ・ 争点整理 …………… 35, 40
  - ・ 判断プロセス …………… 35
  - ・ 評議 …………… 74
  - ・ 量刑の傾向 …………… 36, 38, 39, 75
  - ・ 量刑判断のポイント・分岐点  
…………… 37, 40
- 量刑検索システム →*裁判員量刑検索シ  
ステム*
- 量刑分布表 →*裁判員量刑検索シ  
ステム*
- 領置 …………… 67
- 類型証拠 …………… 7, 18
- 朗読 →*証拠書類の朗読*
- 論告 …………… 69, 75

【条文索引】

〔刑事訴訟法〕

55 I 本文	78	290の3 I	56, 67
60 II	49	291 I	55, 56
62	62	291 II	56
89	50	291 III	56
89①	51	291 IV	55, 56, 57
89④	50	292	57
90	50, 51	292の2 I	73
92 I	51	292の2 II	73
98	78	292の2 III	73
101	67	292の2 IV	73
146	62	292の2 IX	73
147	62	293 I	55, 70
149	62	293 II	55, 70
150	62	296	55, 57
151	62	304	55, 62
152	62	305	55, 66, 67
153	62	305 III	67
154	62	305 IV	67
155	62	306	55, 67
157の5	62	309	56, 68
157の5 I	62	310	67
157の5 II	62	310 ただし書	67
157の6	62	311	55, 68
160	62	311 II	68
161	62	311 III	68
208 I	49	316の2	1, 2
247	3	316の2 I	2, 5
256 I	3	316の3	1
280 I	49, 57	316の7	2
281の6	49	316の9 I	2
286	49, 78	316の9 III	2
289 I	78	316の13 I	2, 11
290の2 I	56, 67	316の13 II	2
290の2 III	56, 67	316の14 I	2
290の3	62	316の14 II	2, 18
		316の15	2



316の15 I	2
316の15 I ③	7
316の15 I ⑤	7, 18
316の15 I ⑥	18
316の15 I ⑦	7
316の15 I ⑧	7
316の15 II	2
316の16 I	2
316の17 I	2, 23
316の17 II	2
316の18	2
316の19 I	2
316の20	2
316の20 I	2
316の21 I	2
316の21 II	2
316の21IV	2
316の22 I	2
316の22 II	2
316の22IV	2
316の24	2, 46
316の25	2
316の26	2
316の30	55, 57
316の31	55, 61
316の32	55
316の32 I	46, 50
316の32 II	47
316の33 I	72
316の33 II	72
316の34 I	72
316の36 I	72
316の36 II	72
316の37 I	72
316の37 II	72
316の38 I	73
316の38 II	73
316の38IV	73

319	29
322 I	29
322 II	68
326	28, 29
342	55, 78
343	78
358	78
373	78

〔刑事訴訟規則〕

35 I	78
35 II	55, 78
53	78
54	78
106	15
178の2 VII	3
178の6 II ①	4
178の6 III ①	3
178の13XV	3
178の15	6, 8
187 I	49
187IV	51
188の2	15
189 I	15
189の2	15
190	45
190 II	28
196	55, 56
196の4	56
196の7	56
197	55, 56
197 I	56, 68
197 II	56
198	55, 57
199の2	63, 68
199の2 II	63
199の3	63
199の3 III	65

199の4	63
199の4 III	65
199の5	63
199の6	63
199の7	63
199の10	65, 66
199の11	65, 66
199の12	65, 66
199の13 I	64
199の13 II	66
203の2	55, 67
205	68
211の2	70
211の3	70
217の2	1, 2
217の19	3
217の20	11
217の20 I	12
217の21	11
217の31	61
219	78
220	78

〔裁判員の参加する刑事裁判に関する法律〕

2 I ①	4
4	5
6	74
13	52
14	52
15	52
16	52
17	52
18	52, 53
26 I	42, 52
26 II	42
26IV	43
27	43
32	52

33	52
34 I	53
34 II	53
34IV	53
34VII	53
36	52
36 I	53
36 II	53
36 III	54
37 I	54
37 II	54
37 III	54
39 I	54
39 II	54
49	4
51	70
55	57
58	73
59	68
65 I	47
66 I	74
66 II	74
67 I	74, 77
67 II	77
70 I	75

〔裁判員の参加する刑事裁判に関する規則〕

19	19, 42
35 I ①本文	52
35 I ④本文	54
35 I ⑤本文	54
36	54
37	54

〔裁判所法〕

75 II	75
76	74
77 I	74